

名古屋市  
新たな劇場の基本構想  
(素案)

2020 年（令和 2 年）11 月

## 新たな劇場の基本構想（素案） 目次

### はじめに

#### 1. 市民会館の現状と課題

- （1）現市民会館の施設立地環境
- （2）現市民会館の概要
- （3）現市民会館整備の必要性

#### 2. 本市および周辺地域における類似施設の状況

- （1）市内の主な劇場・ホールと文化事業
- （2）周辺市の主な劇場・ホールの立地状況
- （3）本市および周辺市ホールの現状
- （4）市内の大・中規模ホール不足がもたらす課題

#### 3. 劇場を取り巻く情勢

- （1）国の政策の動向
- （2）本市の上位・関連計画の整理
- （3）上位・関連計画等における金山地区のまちづくりの方向性
- （4）本市実施のアンケート結果の整理
- （5）新型コロナウイルス感染症の影響と対策

#### 4. 新たな劇場の方向性

- （1）現状の課題点と本市が目指す方向性

#### 5. 基本理念

- （1）基本理念
- （2）市内文化施設との有機的連携

#### 6. 管理運営の考え方

- （1）自主事業の考え方
- （2）貸館事業の考え方
- （3）運営組織の考え方
- （4）広報宣伝の考え方
- （5）評価制度の考え方

## 7. 施設の考え方

- (1) 施設整備の基本的な考え方
- (2) 新たな劇場の需要及び課題
- (3) 施設構成
- (4) 敷地環境
- (5) 敷地における整備方針

## 8. 整備事業概要の検討

- (1) 事業規模
- (2) 期待できる経済波及効果
- (3) 事業手法

## 9. スケジュール（案）

## はじめに

---

昭和 47 年 10 月 1 日、名古屋市の人口が 200 万人を突破した記念事業として、本市の芸術文化の振興および社会福祉の向上を図ることを目的に、名古屋市民会館が開館しました。開館当時の新聞では「国立劇場しのぐ大ホール」と題われ、本市を代表するホール施設として、長く市民に親しまれてきました。しかしながら、開館から 48 年が経過し、施設の老朽化が著しく、また、バリアフリーが不十分であるなど、様々な課題を抱えています。

加えて、近年、市内の大・中規模の劇場・ホールの閉館が相次いだ影響により、現在、市内文化施設の利用率は高い水準で推移しており、公演会場となるホールの確保が困難な状況が生じています。ホール施設の利用機会の損失は、文化芸術の鑑賞機会の損失、ひいては文化芸術の衰退につながりかねない問題です。

そこで本市では、各種調査検討を重ねるとともに、令和元年度より「市民会館の整備検討懇談会」を設置し、学識経験者、劇場・ホールに様々な立場に関わりを持つ有識者らによる議論等を通じて、新たな劇場の設置目的や規模・機能の方向性、管理運営のあり方等について様々な議論を重ねてきました。

本基本構想は、これまでの検討結果を踏まえて、本市において必要とされる「新たな劇場」の整備のあり方について示したものです。

## 1. 市民会館の現状と課題

### （１）現市民会館の施設立地環境

現市民会館は名古屋圏第2位の乗降客数を誇る金山総合駅（1日あたりの乗降客数 約47.6万人）から約400m（徒歩約5分）の好立地に位置しています。また、地下連絡通路で直結しており、アクセスも良好です。

施設北側には、名古屋フィルハーモニー交響楽団（以下、「名フィル」といいます。）の練習施設でもある音楽プラザが設置されており、金山北地区の文化芸術拠点となっています。また、南側には商業施設であるアスナル金山が位置し、周辺商店街やその他施設とともに、地域の賑わいを形成しています。

その他、古沢公園駐車場（241台）、アスナル金山駐車場（197台）など駐車施設も充実しています。



## （２）現市民会館の概要

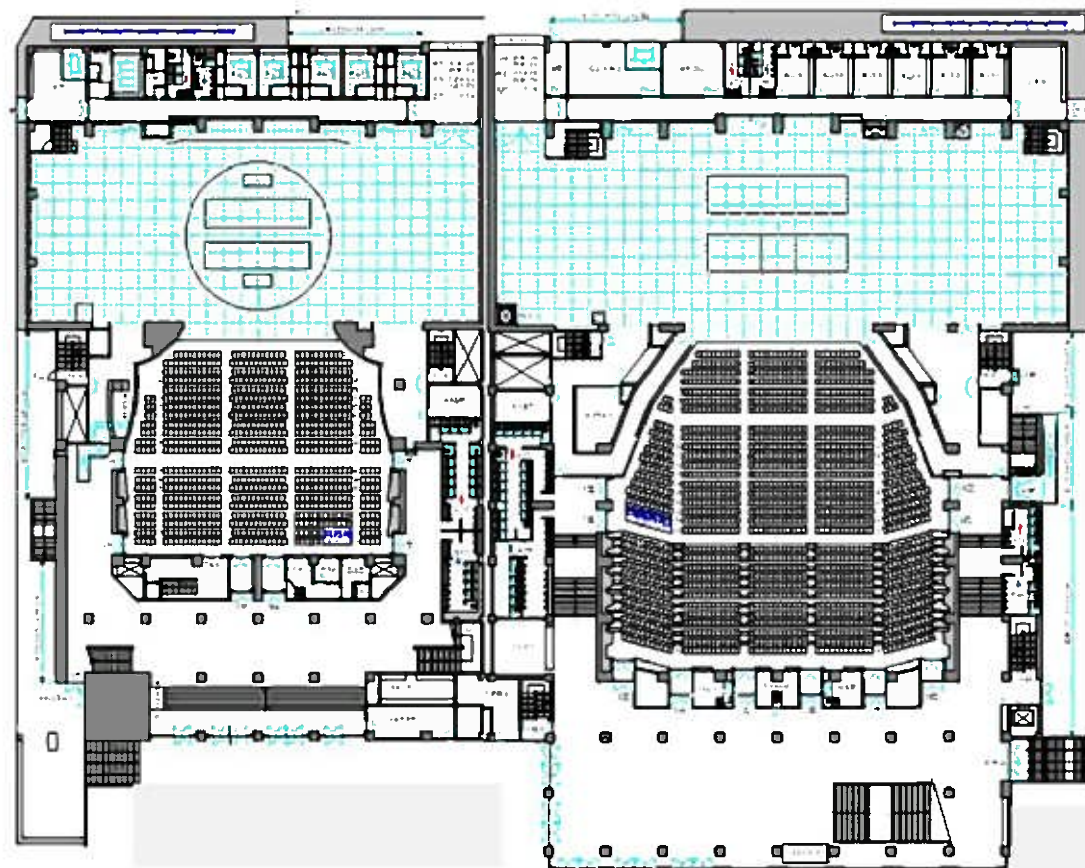
### ① 施設概要



|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 正式名称 | 名古屋市民会館（日本特殊陶業市民会館）                         |
| 所在地  | 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目5番1号                |
| 開館年  | 昭和47（1972）年10月1日（築48年経過）                    |
| 建築   | 鉄骨鉄筋コンクリート、一部鉄筋コンクリート造<br>地上6階、地下2階、塔屋1階建   |
| 面積   | 敷地面積：14,205㎡<br>建築面積：9,370㎡<br>延床面積：28,245㎡ |

② 諸室構成

| 中ホール（ピレッジホール）                                                                                                                                                                     | 大ホール（フォレストホール）                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・客席 1,146席（車椅子席3席）</li> <li>・舞台面積 1,061㎡<br/>(間口16m、奥行21m、高さ7.2m)</li> <li>・用途 日本舞踏、民謡、演劇</li> <li>・楽屋 5室：和室</li> <li>・控室 2室：和室</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・客席 2,291席（車椅子席5席）</li> <li>・舞台面積 1,373㎡<br/>(間口20m、奥行21m、高さ11.5m)</li> <li>・用途 オーケストラ、オペラ、バレエ</li> <li>・楽屋 7室：洋室</li> <li>・控室 2室：洋室</li> </ul> |



| 階   | 室名    |                  | 規模                 |            |
|-----|-------|------------------|--------------------|------------|
| 3F  | 会議室   | 第1会議室            | 179 m <sup>2</sup> | 90名        |
|     |       | 第2会議室            | 64 m <sup>2</sup>  | 30名        |
|     |       | 特別会議室            | 54 m <sup>2</sup>  | 20名        |
| 2F  | レストラン |                  | 234 m <sup>2</sup> |            |
| B1F | リハ室   | 第1リハーサル室         | 151 m <sup>2</sup> | 19.1m×7.9m |
|     |       | 第2リハーサル室         | 117 m <sup>2</sup> | 15.2m×7.7m |
|     | 楽屋    | 楽屋1,5 (大ホール)     | 36 m <sup>2</sup>  | 20名        |
|     |       | 楽屋2～4 (大ホール)     | 72 m <sup>2</sup>  | 30名        |
|     |       | 楽屋6,7 (大・中ホール兼用) | 36 m <sup>2</sup>  | 15名        |
|     |       | 楽屋101,控室 (中ホール)  | 50 m <sup>2</sup>  | 12名        |
|     |       | 楽屋102～107 (中ホール) | 20 m <sup>2</sup>  | 2名         |
|     |       | 控室 (中ホール)        | 30 m <sup>2</sup>  |            |



### ③ 利用状況

#### ア 利用率推移

平成 20 年に愛知厚生年金会館（1666 席）、平成 22 年に愛知県勤労会館（1488 席）が閉館したことをきっかけに、大ホール、中ホールともに利用率は増加傾向にあります。加えて、平成 29 年度から 30 年度にかけては、愛知県芸術劇場と公会堂の大規模改修による工事休館が重なったこともあり、平成 30 年度は大ホールで 99.4%、中ホールで 99.0%と非常に高い利用率となりました。

このような施設の高稼働状態に加え、平成 30 年度の抽選倍率は大ホールが約 8 倍、中ホールが約 6 倍と高くなるなど、ホールを使いたくても使えないという状況が生じており、施設の利用機会や文化芸術の鑑賞機会の損失につながっています。

また、維持管理についても、施設の高稼働状態が続いているため、補修工事の日程確保が困難という課題を抱えています。



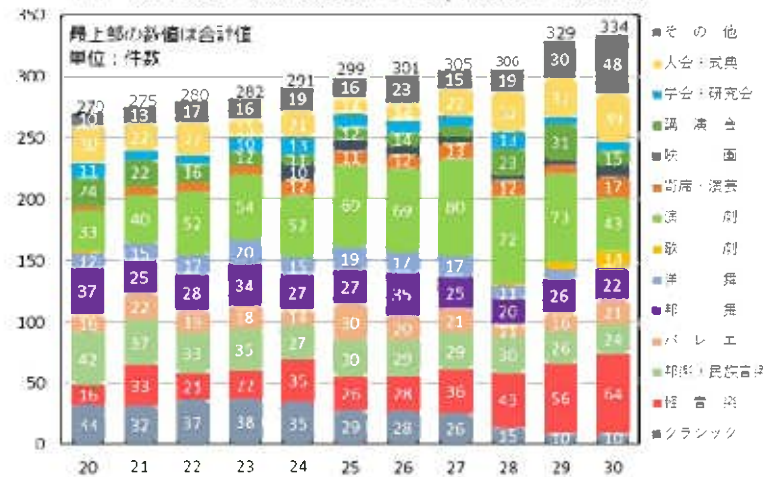


## ■中ホール

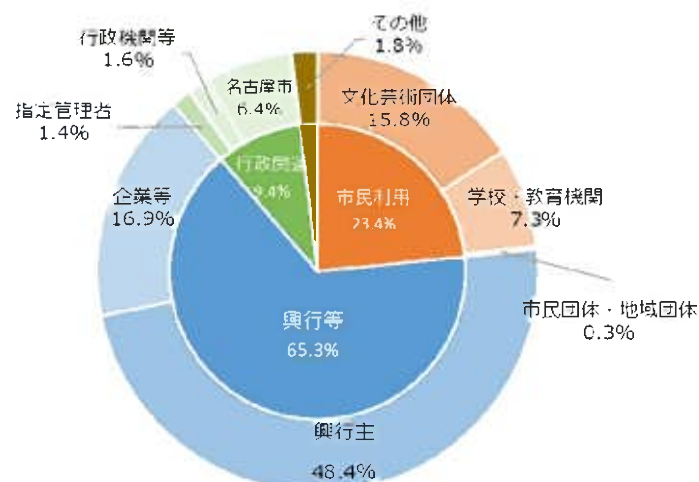
年間利用件数は年々増加しており、平成30年度は334件となっています。このうち文化芸術関連の公演や発表会が219件(65.6%)となっており、中でも「軽音楽」は64件(19.2%)、「演劇」が43件(12.9%)と多く、全体の30%以上を占めています。舞台設備の違いから、大ホールに比べて「邦舞」等の利用件数が多いという特徴があります。大ホールと同様に、近年は文化芸術関連以外の「大会・研究会」が増加傾向にあり、さらに、近年は「演劇」が増加傾向で、平成29年度は平成20年度の2倍以上の件数となっています。

利用主体では「興行等」の割合が6割以上を占め、2割強を「市民利用」、残る1割が「行政関連」となっています。大ホールに比べて「文化芸術所体」が占める割合が高く、バレエの発表や花道を活用した邦舞・邦楽などの公演が多く行われています。「行政関連」では、名古屋市教育委員会の主催事業や行政機関による説明会などが多く行われています。

中ホールの利用ジャンル別件数の推移(平成20年～30年度)



中ホールの利用主体（平成28・29年度の累計）



#### ④ 施設維持管理および施設運営面での課題

##### ア 施設の老朽化

開業後 48 年が経過し、劇場の法定耐用年数（41 年）も超過しています。最も重要度が高い一部設備のみ平成 12～13 年度に改修工事を実施しましたが、その後、既に 20 年近くが経過し、老朽化等による故障によりいつ長期休館してもおかしくない状態にあります。特に、電源・空調・給排水管など施設の基幹部分の故障や不具合が多発しています。

また、大ホール・中ホールともに特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）に該当しており、改修には工期が 18 カ月以上必要であると試算されています。

##### <故障・不具合の事例>

|      |   |                        |                         |   |
|------|---|------------------------|-------------------------|---|
| 建    | 築 | ：                      | 屋上防水劣化、雨漏り、外壁タイルの剥離     |   |
| 設    | 備 | ：                      | 給排水管、非常用発電設備、始動用電源装置の劣化 |   |
| 空    | 調 | ：                      | 中央監視装置の無停電電源の能力低下       |   |
| 舞台機構 | ： | 幕類劣化、防災機能低下、ロープ・滑車等の摩耗 |                         |   |
| 舞台照明 | ： | 配線の劣化、熱による灯具の変形劣化      |                         | 等 |

著作権等保護のため写真等の掲載を割愛しております。

##### イ 利用者の利便性、快適性にかかる施設構造上の課題

##### <不十分なバリアフリー対策等>

現市民会館は、階段のみの来場者動線が多く、足が不自由な方にとっては来場や館内移動が困難な状態です。施設の構造上、バリアフリー対応には限界があり、スタッフ等の介添なしに客席までたどり着くことができない場合もあります。

また、トイレは絶対数が不足していることに加え、男女比が利用実態とかけ離れていることから、幕間にはトイレに行列が発生してしまいます。

出演者らが利用するバックヤード・楽屋等の動線にも階段が多く、通路幅も十分に確保されていません。搬入スペースは狭いうえ、住宅等に面するため、深夜・早朝の搬出入時は周辺住民への騒音等の配慮が必要です。楽屋はその規模（数・面積）が十分でないことに加え、配置された階が分かれており移動に苦労する構造となっています。

著作権等保護のため写真等の掲載を割愛しております。



著作権等保護のため写真等の掲載を割愛しております。



手狭な搬出入スペース

#### <遮音性能>

大ホールと中ホールは壁一枚で隣接しており、相互の音・振動が伝播する構造となっています。そのため、大音量の公演がある場合はホール間の利用調整が必要です。

また、敷地内には地下鉄名城線が通っており、走行時の振動音が舞台下の奈落部分で増幅され、舞台上や客席にも伝播します。

これらの課題は、現行の施設構造のままで、解決が困難です。

著作権等保護のため写真等の掲載を割愛しております。



ホール間に防振装置がない



敷地の一部を地下鉄が走行

#### （３）現市民会館整備の必要性

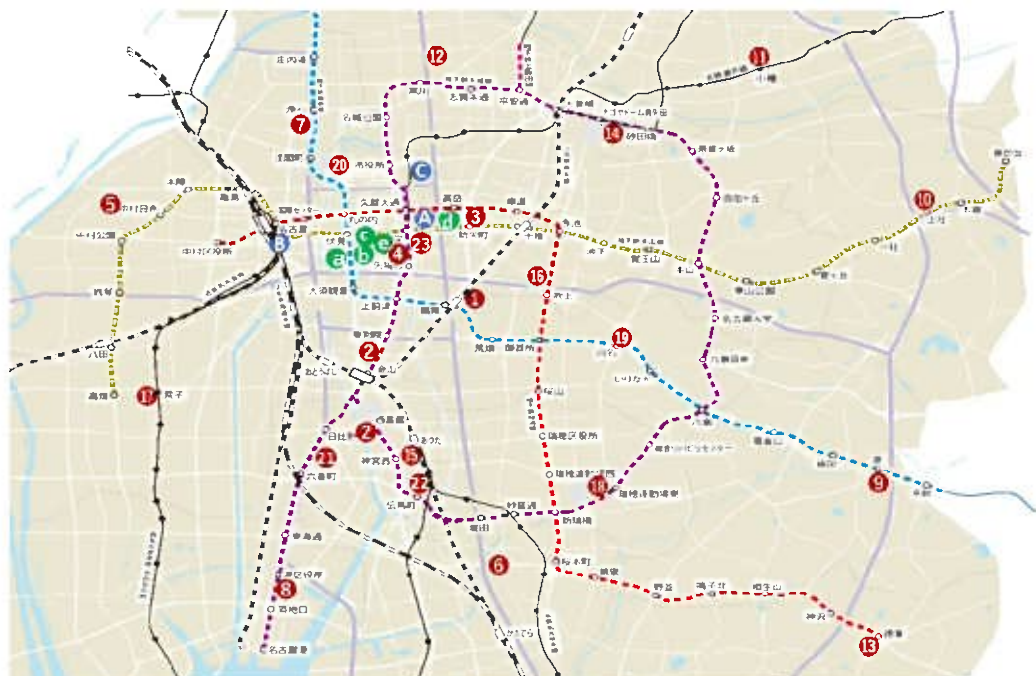
現市民会館は老朽化が深刻であり、施設の構造的にもバリアフリー等、多様化する利用者のニーズに応えられていないといった課題を抱えています。過年度に実施された調査検討においては、改修によってこれらの課題を解決することは困難だとされています。よって、新たな市民会館は、現在立地している金山において再整備することを前提に、今後の検討を進めます。

## 2. 本市および周辺地域における類似施設の状況

### (1) 市内の主な劇場・ホールと文化事業

本市が所有管理するホールは23施設あり、本市を代表するホール施設である市民会館のほか、市の文化芸術を創造発信する芸術創造センター、青少年の活動を支援するための青少年文化センターなど、様々な文化施設があります。また、市民へ身近な文化活動の場を提供する文化小劇場は、中区を除く15区に整備されています。なお、座席数が1,000席以上のホールは、公立・民間あわせて7施設で、名古屋駅の南東エリアに集積しています。

#### <本市内の主なホールの立地状況>



| 施設名         | 座席数  | 開館年   |
|-------------|------|-------|
| 1 公会堂       | 1986 | 昭和5年  |
| 2 市民会館 大ホール | 2291 | 昭和47年 |
| 中ホール        | 1146 |       |
| 3 芸術創造センター  | 1552 | 昭和58年 |
| 4 青少年文化センター | 724  | 平成8年  |
| 5 中村文化小劇場   | 350  | 平成3年  |
| 6 南 文化小劇場   | 394  | 平成4年  |
| 7 西 文化小劇場   | 346  | 平成6年  |
| 8 港 文化小劇場   | 350  | 平成8年  |
| 9 天白文化小劇場   | 350  | 平成9年  |
| 10 名東文化小劇場  | 356  | 平成10年 |
| 11 守山文化小劇場  | 400  | 平成11年 |
| 12 北 文化小劇場  | 237  | 平成12年 |
| 13 緑 文化小劇場  | 446  | 平成13年 |
| 14 東 文化小劇場  | 349  | 平成13年 |
| 15 熱田文化小劇場  | 352  | 平成13年 |
| 16 千種文化小劇場  | 251  | 平成14年 |
| 17 中川文化小劇場  | 446  | 平成14年 |
| 18 瑞穂文化小劇場  | 349  | 平成27年 |
| 19 昭和文芸小劇場  | 300  | 平成28年 |
| 20 能楽堂      | 630  | 平成9年  |

| 施設名                 | 座席数  | 開館年   |
|---------------------|------|-------|
| 21 国際会議場(サンチャリーホール) | 3012 | 平成2年  |
| 22 教育センター(講堂)       | 864  | 昭和56年 |
| 23 中区役所ホール          | 507  | 平成3年  |

| 施設名                    | 座席数  | 開館年   |
|------------------------|------|-------|
| A 愛知県芸術劇場 大ホール         | 2430 | 平成4年  |
| コンサートホール               | 1800 |       |
| B 愛知県産業労働センター(ウィングあいち) | 801  | 平成21年 |
| C 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)  | 800  | 平成8年  |

| 施設名                | 座席数  | 開館年   |
|--------------------|------|-------|
| a 御国座              | 1292 | 平成30年 |
| b 三井住友海上しらかわホール    | 693  | 平成6年  |
| c 電気文化会館(コンサートホール) | 395  | 昭和59年 |
| d 中電ホール            | 421  | 昭和38年 |
| e デザインホール          | 500  | 平成4年  |

※ 1~23:市施設、A~C:県施設、a~e:民間施設  
※ 各施設のHPから調査

本市が所有管理するホールは、その設置条例や各種計画等によりその位置づけが定められています。

・名古屋市民会館

|        |                                                                            |                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置条例   | 文化芸術の振興及び市民福祉の向上を図る                                                        |  |
| 文化振興計画 | 【鑑賞型】<br>○優れた文化芸術公演の鑑賞の場<br>○市民の文化活動・発表の場<br>○地域の賑わいを創出する場                 |                                                                                    |
| 施設構成   | ホール、リハーサル室、楽屋、会議室                                                          |                                                                                    |
| 延床面積   | 28,245 m <sup>2</sup>                                                      |                                                                                    |
| 席数     | フォレストホール：2,291 席、ビレッジホール：1,146 席                                           |                                                                                    |
| 利用者数   | (H.30) 747,092 人 (H.31) 643,848 人                                          |                                                                                    |
| 利用率    | (H.30) フォレストホール：99.4%、ビレッジホール：99.0%<br>(H.31) フォレストホール：86.4%、ビレッジホール：87.1% |                                                                                    |

・名古屋市公会堂

|        |                                                   |                                                                                      |
|--------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置条例   | 市民文化の向上及び住民福祉の増進を図る                               |  |
| 文化振興計画 | 【鑑賞型】<br>○市民などが利用する集会施設<br>○文化芸術公演の鑑賞の場           |                                                                                      |
| 施設構成   | ホール、集会室、和室、特別室                                    |                                                                                      |
| 延床面積   | 11,938 m <sup>2</sup>                             |                                                                                      |
| 席数     | 大ホール：1,552 席、4 階ホール：780 名                         |                                                                                      |
| 利用者数   | (H.30) (改修のため閉館) (H.31) 318,887 人                 |                                                                                      |
| 利用率    | (H.30) (改修のため閉館)<br>(H.31) ホール：80.3%、4 階ホール：75.4% |                                                                                      |

・芸術創造センター

|        |                                                                                                    |                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置条例   | 芸術文化の創造及び芸術文活動の交流の場を市民に提供するとともに、芸術文化に関する情報資料の共用等を行うことにより、芸術文化の振興に寄与する                              |  |
| 文化振興計画 | <b>【創造発信型】</b><br>○名古屋らしい文化芸術の創造拠点<br>○文化芸術活動の交流拠点<br>○文化芸術関連の情報収集・発信拠点<br>○文化芸術における専門人材の配置及び育成する場 |                                                                                    |
| 施設構成   | ホール、リハーサル室、練習室、会議室、資料室                                                                             |                                                                                    |
| 延床面積   | 5,976 m <sup>2</sup>                                                                               |                                                                                    |
| 席数     | ホール：640 席                                                                                          |                                                                                    |
| 利用者数   | (H.30) 159,198 人      (H.31) 149,406 人                                                             |                                                                                    |
| 利用率    | (H.30) 99.5%      (H.31) 94.9%                                                                     |                                                                                    |

・青少年文化センター

|        |                                                                                                         |                                                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置条例   | 芸術文化の創造及び芸術活動の交流の場を市民に提供することにより青少年の芸術文化の振興に寄与する                                                         |  |
| 文化振興計画 | <b>【創造発信型】</b><br>○青少年の文化芸術活動拠点<br>○青少年の文化芸術活動の交流拠点<br>○青少年の文化芸術関連の情報収集・発信拠点<br>○文化芸術における専門人材の配置及び育成する場 |                                                                                      |
| 施設構成   | ホール、リハーサル室、練習室、音楽練習室、スタジオ、編集室、研修室、ビデオルーム                                                                |                                                                                      |
| 延床面積   | 7,002 m <sup>2</sup>                                                                                    |                                                                                      |
| 席数     | 724 席                                                                                                   |                                                                                      |
| 利用者数   | (H.30) 230,446 人      (H.31) 201,745 人                                                                  |                                                                                      |
| 利用率    | (H.30) 99.5%      (H.31) 96.7%                                                                          |                                                                                      |

・文化小劇場（15施設）

|        |                                                                                                                                                                       |                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 設置条例   | 市民の身近な文化活動の場を提供することにより、市民文化の振興に寄与する                                                                                                                                   |                 |
| 文化振興計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域文化発信の拠点</li> <li>○市民が身近に文化にふれる場</li> <li>○市民の参画と協働の場</li> <li>○地域に密着した事業を展開する場</li> <li>○各館が連携し市内全域に公共サービスを提供する場</li> </ul> |                 |
| 施設構成   | ホール、練習室等                                                                                                                                                              |                 |
| 延床面積   | -                                                                                                                                                                     |                 |
| 席数     | 約230席～約450席                                                                                                                                                           |                 |
| 利用者数   | (H.30) 717,023人                                                                                                                                                       | (H.31) 595,485人 |
| 利用率    | (H.30) 96.0%                                                                                                                                                          | (H.31) 90.2%    |

＜本市が実施している文化事業＞

本市では、昭和53年3月に「市民文化をすすめるための提言」を受け、昭和57年度に文化基金を設置しました。その翌年には名古屋市文化振興事業団が設立され、総合舞台芸術公演など事業団による創造的な自主事業をはじめ、子どものための巡回劇場や市民芸術祭の実施など、市民が文化芸術に触れる機会や地元芸術家の発表機会の拡充に取組みました。

その後、平成21年度に「名古屋市文化振興に関する有識者懇談会」の提言を受け、名古屋市文化振興計画を策定しました。平成25年の重点プロジェクト改定を経て、平成29年1月に策定した「名古屋市文化振興計画2020」（令和2年度末に改定予定）に基づき、「文化芸術が活きるまち 名古屋」を基本理念に、文化芸術を通じた「都市魅力の創造・発信」、「文化芸術を活かしたまちづくり」、「確かな文化基盤をつくる」を基本方針とした文化事業の取組みを進めています。

## （２）周辺市の主な劇場・ホールの立地状況

愛知県内（本市内を除く）にある1,000席以上のホールは30施設あり、尾張地区・三河地区の鉄道沿線に広く整備されています。その内、客席が1,500席以上のホールは6施設あります。



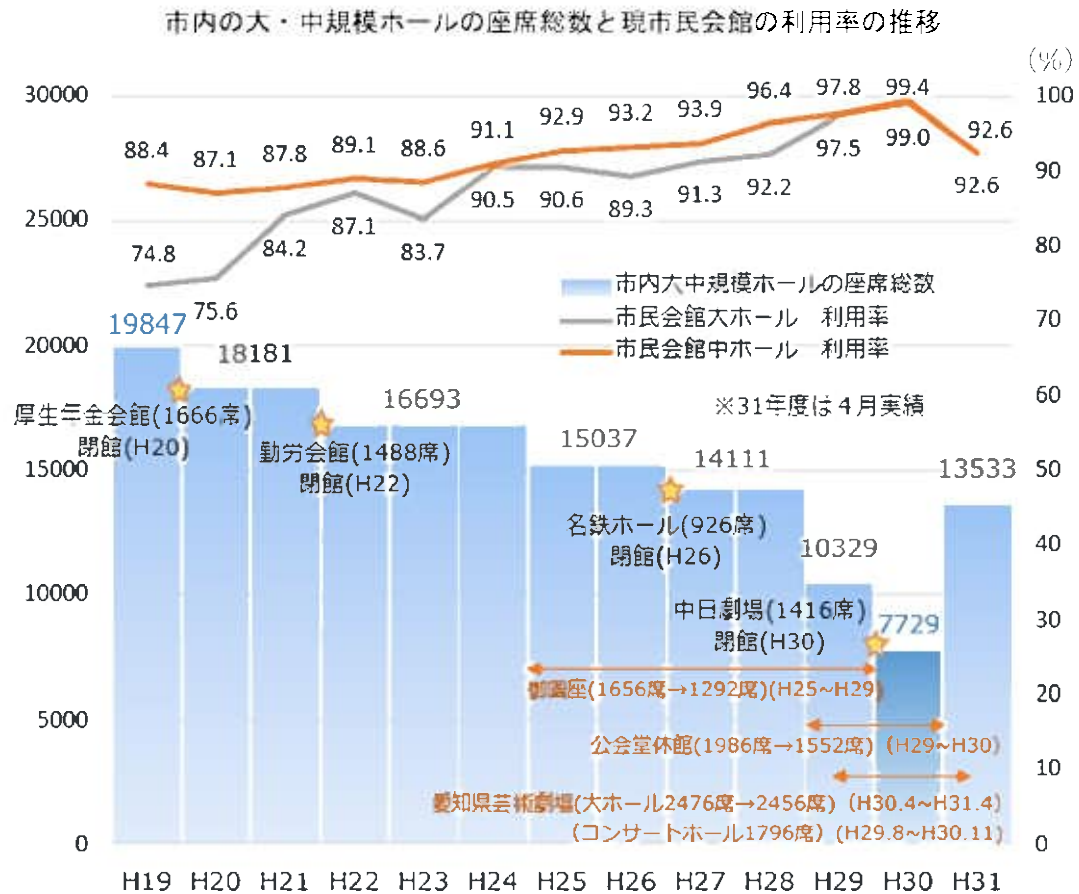
| 施設名            | 座席数  | 開館年   | 施設名           | 座席数  | 開館年   |
|----------------|------|-------|---------------|------|-------|
| 1 豊田市民文化会館     | 1708 | 昭和56年 | 16 半田市福祉文化会館  | 1300 | 昭和63年 |
| 2 蒲郡市民会館       | 1598 | 昭和48年 | 17 日進市民会館     | 1300 | 平成元年  |
| 3 一宮市民会館       | 1588 | 昭和49年 | 18 犬山市民文化会館   | 1230 | 昭和57年 |
| 4 岡崎市民会館       | 1588 | 昭和42年 | 19 尾張旭市文化会館   | 1220 | 昭和56年 |
| 5 刈谷市総合文化センター  | 1541 | 平成22年 | 20 津島市文化会館    | 1217 | 平成9年  |
| 6 瀬戸市文化センター    | 1504 | 昭和57年 | 21 みよし市勤労文化会館 | 1217 | 平成5年  |
| 7 知立市文化会館      | 1469 | 平成12年 | 22 西尾市文化会館    | 1217 | 昭和55年 |
| 8 アイプラザ豊橋      | 1469 | 昭和51年 | 23 安城市民会館     | 1200 | 昭和47年 |
| 9 江南市民文化会館     | 1400 | 昭和59年 | 24 常滑市民文化会館   | 1181 | 昭和58年 |
| 10 碧南市文化会館     | 1400 | 昭和54年 | 25 岡崎市亀美丘会館   | 1181 | 昭和55年 |
| 11 小牧市市民会館     | 1334 | 昭和46年 | 26 ライフポートとよはし | 1104 | 平成6年  |
| 12 春日井市民会館     | 1334 | 昭和41年 | 27 飛鳥村中央公民館   | 1092 | 昭和57年 |
| 13 豊田市コンサートホール | 1328 | 平成10年 | 28 東海市芸術劇場    | 1021 | 平成27年 |
| 14 豊川市文化会館     | 1328 | 昭和53年 | 29 幸田町民会館     | 1010 | 平成8年  |
| 15 稲沢市民会館      | 1304 | 平成7年  | 30 知多市勤労文化会館  | 1000 | 昭和60年 |

### （３）本市および周辺市ホールの現状

#### ① 市内の大・中規模ホールの座席総数

近年、厚生年金会館（国）、勤労会館（県）、名鉄ホール（民間）、中日劇場（民間）の４施設が閉館し、市内の大・中規模ホールの座席総数は大きく減少しました。平成 29 年度から 30 年度にかけては、名古屋市公会堂および愛知県芸術劇場の改修工事が重なったこともあり、平成 30 年度には、平成 19 年度当時と比べ、４割弱まで減少しています。

座席総数の減少と反比例して、現市民会館を始め市内主要ホールの利用率は上昇しており、近年は高止まりの傾向にあります。平成 31（令和元）年 4 月末には名古屋市公会堂及び愛知県芸術劇場の改修工事が完了したことに伴い、こうした状況はいくらか緩和されたものの、令和元年度における現市民会館の利用申込み状況を踏みると、引き続き 9 割以上の高い利用率で推移することが想定されます。



## ② 市内大・中規模ホール不足の影響

### ア. 受付状況

前述のとおり、市内大・中規模ホールの相次ぐ閉館により、開館している市内主要ホールの需要が高まり、利用率も非常に高い水準で推移しています。利用者は会場の確保を優先するあまり、その利用実態にかかわらず、受付時期の早い会場に申込が集中するなど、施設の設置目的と異なる利用が増加しています。

名古屋市内の大・中規模ホールの申し込み時期と条件（一般利用）

| 抽選<br>申込日 | 名古屋<br>国際会議場<br>センタリホール<br>(3000席)          | 愛知県<br>芸術劇場<br>大ホール<br>(2476席)<br>小ホール<br>(1796席) | 名古屋<br>市民会館<br>大ホール<br>(2291席)<br>中ホール<br>(1146席) | 名古屋<br>市公会堂<br>大ホール<br>(1986席) | 芸術<br>創造<br>センター<br>(640席)              | 青少年<br>文化<br>センター<br>(724席)   |
|-----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------|
| 随時受付      | 国際会議で使用する場合                                 |                                                   |                                                   |                                |                                         |                               |
| 48ヶ月前     | 全国的な会議で全施設を使用する場合                           |                                                   |                                                   |                                |                                         |                               |
| 36ヶ月前     |                                             | (優先申し込み)<br>特に優れた舞台芸術公演<br>長期の準備期間を要するもの          |                                                   |                                |                                         |                               |
| 24ヶ月前     | 全国的な会議で一部施設のみを使用する場合、<br>又は目的を問わず全施設を使用する場合 |                                                   | 全国的な規模の行事の場合<br>全日2日以上連続利用の場合                     |                                |                                         |                               |
| 13ヶ月前     | 【制約条件なし】                                    | 全日3日以上連続利用（大ホール）                                  | 【制約条件なし】                                          |                                | 芸術文化活動で本市域を活動の基盤とする個人や団体が自ら企画・主催・出演する場合 | 青少年自ら使用する場合、<br>青少年のために使用する場合 |
| 12ヶ月前     |                                             | 【制約条件なし】                                          |                                                   | 【制約条件なし】                       | 【制約条件なし】<br>利用率 94.1%                   |                               |
| 11ヶ月前     |                                             |                                                   |                                                   |                                |                                         | 芸術文化活動の場合                     |
| 10ヶ月前     |                                             |                                                   |                                                   |                                |                                         | 【制約条件なし】<br>利用率 92.6%         |
| 9ヶ月前      |                                             |                                                   |                                                   |                                |                                         |                               |

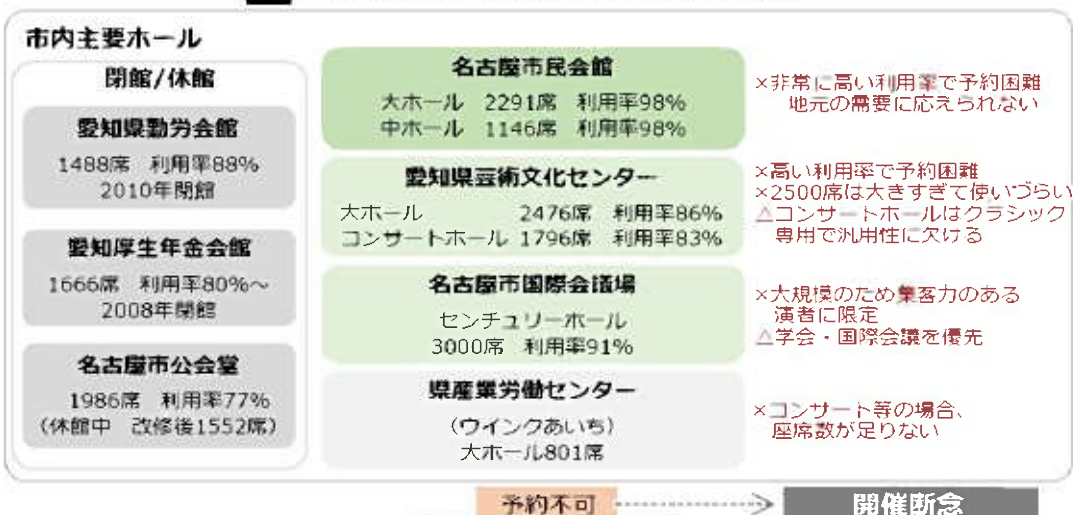
## イ. ホール需要の流動

市内の大・中規模ホールの利用率・抽選倍率は非常に高く、利用者の需要に応えきれていない状況です。興行においては、公演開催時期の変更が困難なことも多く、ホールの確保が容易でない現状は、名古屋での公演を断念せざるを得ない「名古屋飛ばし」につながっています。

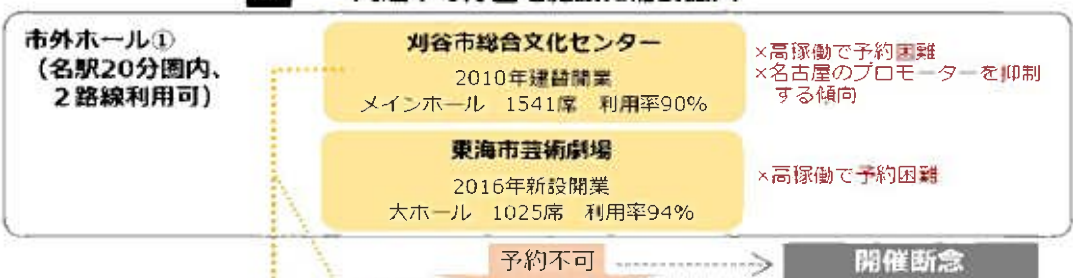
また、市内の大・中規模ホールの不足は、本市近郊で比較的アクセスの良い大・中規模ホールが需要の受け皿として利用される等、本市周辺施設の劇場需要にも影響を与えています。市民文化芸術団体は、出演者・来場者とも本市内在住の割合が高いことから、周辺市の劇場を代替施設とすることが少なく、開催そのものを断念するケースもあります。

※市民会館の施設利用者へのヒアリング調査(平成30年実施)から  
全国的にコンサート・イベントの興行需要が増加  
ホールに対するプロモーター・文化芸術団体・市民・企業等の需要増大

### 1 名古屋市内の大中規模施設に需要が集中



### 2 周辺市の好立地施設に需要拡大



### 3 さらに代替施設へ



#### 〔４〕市内の大・中規模ホール不足がもたらす課題

市内の大・中規模ホール不足により生じている課題をまとめると、以下のようになります。

##### ＜施設の利用機会の損失＞

高い利用率及び抽選倍率により、公演会場となるホールを確保することが困難なため、

- ・文化芸術団体の発表の機会が減少  
(発表の機会が失われることにより、文化芸術活動が縮小・衰退する可能性が生じる)
- ・名古屋での公演を断念せざるを得ない興行主等が発生

##### ＜文化芸術の鑑賞機会の損失＞

- ・上記の通り、施設の利用機会損失が生じることで、結果として市民の鑑賞機会が失われるため、文化芸術への関心の希薄化や、劇場離れが進展するといった悪循環につながる

##### ＜その他＞

- ・施設設置目的と異なる利用形態が増加している
- ・受付方法の見直しやホール間連携など、施設の運用方法の見直しが必要
- ・貸館需要が高く、自主事業の提供にも困難が伴う

### 3. 劇場を取り巻く情勢

#### (1) 国の政策の動向

##### ① 文化芸術関連施策

国は平成 13 年に文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」(基本法)を制定し、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」であり、「文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備」を図ることなどを基本理念に掲げました。その後、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきたことを受けて、同法は平成 29 年に「文化芸術基本法」に改正されました。その規定に基づき、平成 30 年には文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」が策定されています。また、平成 24 年には劇場・音楽堂等の活性化を図ることにより実演芸術を振興し、心豊かな国民生活や活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)も制定されています。

文化芸術は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等その他の分野も取り込んで、文化芸術によって生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするなど、より幅広い役割が期待されるようになっていきます。

#### 平成 13 年 文化芸術振興基本法(平成 29 年改正)

文化芸術振興に関する国の基本理念を初めて明らかにした基本法。

地方公共団体が地域特性に応じた施策を主体的に実施することを求めた。

平成 29 年、「文化芸術基本法」として改正。

#### 平成 24 年 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)

文化芸術振興基本法で掲げた理念に基づき、劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図ることを目的として制定。通称「劇場法」。

劇場・音楽堂等は人々の心を豊かにし、活力ある社会を構築するための重要な文化拠点であることが明示された。

#### 平成 25 年 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

劇場、音楽堂等の施設整備が先行して進められてきた中で、事業の活性化に焦点を当て、設置者または運営者が取り組むべき事項を定めたもの。

設置者・運営者に対し、運営方針の明確化や質の高い事業の実施、専門的人材の養成などを求めている。

平成 26 年 文化芸術立国中期プラン

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、世界に誇る日本各地の文化力を生かした文化プログラムを提供するため、そのロードマップと日本の目指す姿を示したもの。

専門人材の育成や地域特性を生かしたまちづくり、海外へ向けた日本文化の紹介など、多岐にわたる事業展開を目指している。

平成 27 年 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）

令和 2 年までの 6 年間を対象に、我が国が目指す文化芸術立国の姿と、その実現のための成果目標が定められている。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会とそれに伴う訪日外国人受入れ対応及び東日本大震災からの復興に関して大きく取り上げられた。

平成 29 年 文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部を改正する法律）

文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野を同法の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとする改正法。

平成 30 年 文化芸術推進基本計画

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、文化芸術政策の目指すべき姿や今後 5 年間の基本的な方向性を示す計画。

目指すべき姿の実現のため、劇場・音楽堂等は、教育機関、福祉機関、医療機関等と連携・協力しながら、様々な社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが求められている。

平成 30 年 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

令和 2 年 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とする法律。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めている。

## ② 公共施設建設に関する施策

社会情勢の変化や各種災害の発生などを背景として、以下のように数々の法律等が制定されており、公共空間や公共建築物に求められる機能や仕様等は高度化しています。

|         | 法律等                                                                                                                                                                 | 背景・トピックなど                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 昭和 25 年 | 建築基準法制定                                                                                                                                                             |                                             |
| 昭和 54 年 | □ 省エネ法制定<br>エネルギー使用の合理化等に関する法律                                                                                                                                      | 70 年代オイルショック                                |
| 昭和 56 年 | ○ 建築基準法改正<br>新耐震基準                                                                                                                                                  | 宮城県沖地震(S53)<br>耐震性能の強化                      |
| 平成 5 年  | □ 省エネルギー法制定<br>エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法                                                                                                          | IPCC 設置(S63)<br>リオ地球サミット(H4)<br>環境基本法制定(H5) |
| 平成 6 年  | △ ハートビル法制定<br>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律                                                                                                                  |                                             |
| 平成 12 年 | ○ 建築基準法改正<br>交通バリアフリー法制定<br>△ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律                                                                                                 | 阪神淡路大震災(H7)<br>耐震性能の強化<br>介護保険導入(H12)       |
| 平成 18 年 | △ バリアフリー新法制定(ハートビル法と交通バリアフリー法を統合)<br>高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律<br>建築基準法 アスベスト使用禁止<br>大気汚染防止法 建築物の解体等の規制対象範囲拡大<br>廃棄物処理法 アスベスト含有廃棄物の適正保管、処分<br>労働安全衛生法施行令<br>石綿障害予防規則 | アスベスト関連規制の強化                                |
| 平成 20 年 | □ 省エネ法改正                                                                                                                                                            | 京都議定書締結(H14)<br>京都議定書発効(H17)                |
| 平成 26 年 | ○ 建築基準法施行令改正<br>特定天井                                                                                                                                                | 東日本大震災(H23)<br>劇場・ホール等の天井に対する耐震対策           |
| 平成 27 年 | △ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の観客席を有する施設に関する追補版)                                                                                                              | 2020 年東京オリパラを見据えて、劇場・競技場等における設計標準           |
| 平成 29 年 | □ 建築物省エネ法制定<br>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律                                                                                                                               |                                             |

○ 建築基準法・耐震関連    △ バリアフリー法関連    □ 環境・省エネルギー関連

## （２）本市の上位・関連計画の整理

### ① 名古屋市総合計画 2023 を踏まえた本市における文化振興の考え方

#### ア 少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

- ・ 人口の自然減（出生－死亡）が緩やかに進むなか、他地域からの転入など社会増が自然減を上回っており、将来的に自然減が社会増を上回ることが推計されるため、人口の社会増に向けた取組みが求められます。
- ・ 社会的な人口増を支える 20～24 歳の転入数を増やすには、雇用の創出とともに芸術文化をはじめとするエンタテインメントの充実が、選ばれる大都市に不可欠な魅力向上につながるものです。

#### イ 価値観・ライフスタイルの多様化

- ・ 価値観やライフスタイルが多様化するなか、家族や世帯のあり方は変化し、単身世帯の増加や人と人とのつながりの希薄化は、地域社会のコミュニティ機能を低下させ文化や社会慣習の異なる外国人住民の増加も状況を複雑化させています。
- ・ 多様性（ダイバーシティ）を重視し、誰もが一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合い、安心して生活し地域で支え合い活躍できる環境づくりが求められています。

#### ウ リニア中央新幹線の開業に伴う変化

リニア中央新幹線の全線開業により名古屋駅を起点に 2 時間以内で到着できるエリア人口は約 6400 万、品川駅の 6200 万、新大阪駅の 4800 万を上回ることから名古屋駅が一大交流拠点として期待されています。しかし、開業後に本市の優位性を最大限に活かすことができないと人口、経済活動が東京、大阪に吸い取られる「ストロー現象」が現実化する危険性があります。

#### エ 交流人口の増加

人口の大幅な伸びが期待できないなか、都市の活力を維持・向上していくためには、仕事や観光で訪れる旅行者など、交流人口の増加を図り都市の活性化につなげることが不可欠です。しかし、愛知県の訪日外国人訪問率は、東京や大阪京都を大きく下回っており、アジアをはじめとする世界の人々との交流を一層拡大するとともに市民のまちへの愛着や誇りを高めるなど都市魅力の向上・発信を進めていくことが必要です。

## ② 名古屋市文化芸術振興計画 2020（令和 2 年度改定予定）

### ア 本市の文化芸術の課題

「名古屋市文化芸術振興計画 2020」では、本市の文化芸術の課題を以下のように示しています。

#### （ア）文化行政全般

グローバル化、情報化による産業構造の変化、少子高齢化の進展などの社会変化や地域社会の課題への対応の必要性が高まっており、戦略的な文化行政の推進が必要。

#### （イ）都市魅力の創造・発信

文化芸術の首都圏一極集中が続き、市内在住の芸術家数が減少しており、創造活動を支援する人材の育成や交流拠点の整備など創造的な活動環境づくりに向けた名古屋らしい文化芸術の創造と文化情報の効果的な発信が必要。

#### （ウ）文化力の活用

文化の持つ力を観光、産業、福祉、教育、地域コミュニティ等の分野に活用するため人材・ネットワーク・ノウハウの蓄積と文化芸術の活用をコーディネートする人材の育成が急務。

#### （エ）文化の基盤づくり

芸術家の活躍の場の伸び悩みや習い事などの存立基盤の変化といった文化芸術に携わる人たちを取り巻く環境を改善し、本市の文化基盤を高める好循環の創出が必要。

#### （オ）文化施設

本市の文化施設の利用率は非常に高く、劇場法が求める創造的な企画事業を手掛けるための劇場確保や予算を含めた体制整備が不十分であり、施設の設置目的の効果的な達成が難しい。

#### （カ）連携と推進体制

近年の文化芸術施策は文化芸術活動がもたらす効果への間接支援に移行しつつあり、芸術家の取り組みやその作品の意図を市民にわかりやすく伝えるため、芸術家と市民、企業などを結ぶコーディネーターの存在が重要。

## イ 文化振興の基本的な考え方

「名古屋市文化芸術振興計画 2020」における、本市の文化振興の基本的な考え方は以下の通りです。

### ■都市魅力

#### (a) 新進芸術家などの創造活動の支援

芸術創造センターや青少年文化センターをはじめとする文化施設は芸術創造の場として以下の創造事業に取り組む。

- ・未知数の可能性のある若手芸術家やクリエイターに創作や発表などの機会を提供する
- ・公募による国内外の作品の募集・表彰に取り組む。
- ・地元の様々な芸術家による団体やジャンルの枠を超えた協同による作品制作。
- ・都市間の交流を促す作品発表の支援。

#### (b) 国内外から注目される文化芸術活動の創造・発信

圏域を代表する都市として全国レベル・世界レベルで活躍する芸術家・団体などによる都市魅力の資源となる創造や発信など文化芸術活動を支援するため、愛知県や周辺自治体・ホールとの連携など、様々な主体との機能分担と連携による鑑賞機会の充実を図る。

#### (c) 情報発信力の強化

市民が様々な文化情報を取得できるよう、一元的に情報を収集し、利用目的を踏まえて編集し、多様なメディアやイベントを利用して広く発信する。

### ■文化力 文化芸術を活かしたまちづくり

#### (a) 社会的課題の解決への活用

文化芸術の持つ力を市民力・地域力の育成や社会的課題の解決に結びつけるため教育、福祉、地域の活性化やコミュニティの形成・再生に文化芸術を活用し文化小劇場を活用したまちづくり事業を通じて様々な主体と連携して取り組む。

#### (b) 文化芸術を活用した都市空間の形成

公演やイベントの開催によって、まちや場の持つ雰囲気など空間の力を活用するとともに、そのような場の創出を促進するため、都市のデザイン性を高め、文化的な雰囲気を持つ良好な景観づくりを図り都市整備に合わせた民間施設への文化的機能の誘入、イベント等に活用できる広場や空間の整備などに取り組む。(名駅、栄、金山駅地区などのまちづくりにおける広場や公共的空間の創出・活用)

■基盤 確かな文化基盤をつくる

〈a〉文化芸術を享受する機会の充実

気軽に文化施設へ出向くことができる機会づくりや文化小劇場等を拠点とした継続的なアウトリーチ活動など身近な場所で様々な文化に出会うことができる機会の充実を図る。

〈b〉文化施設の管理・運営

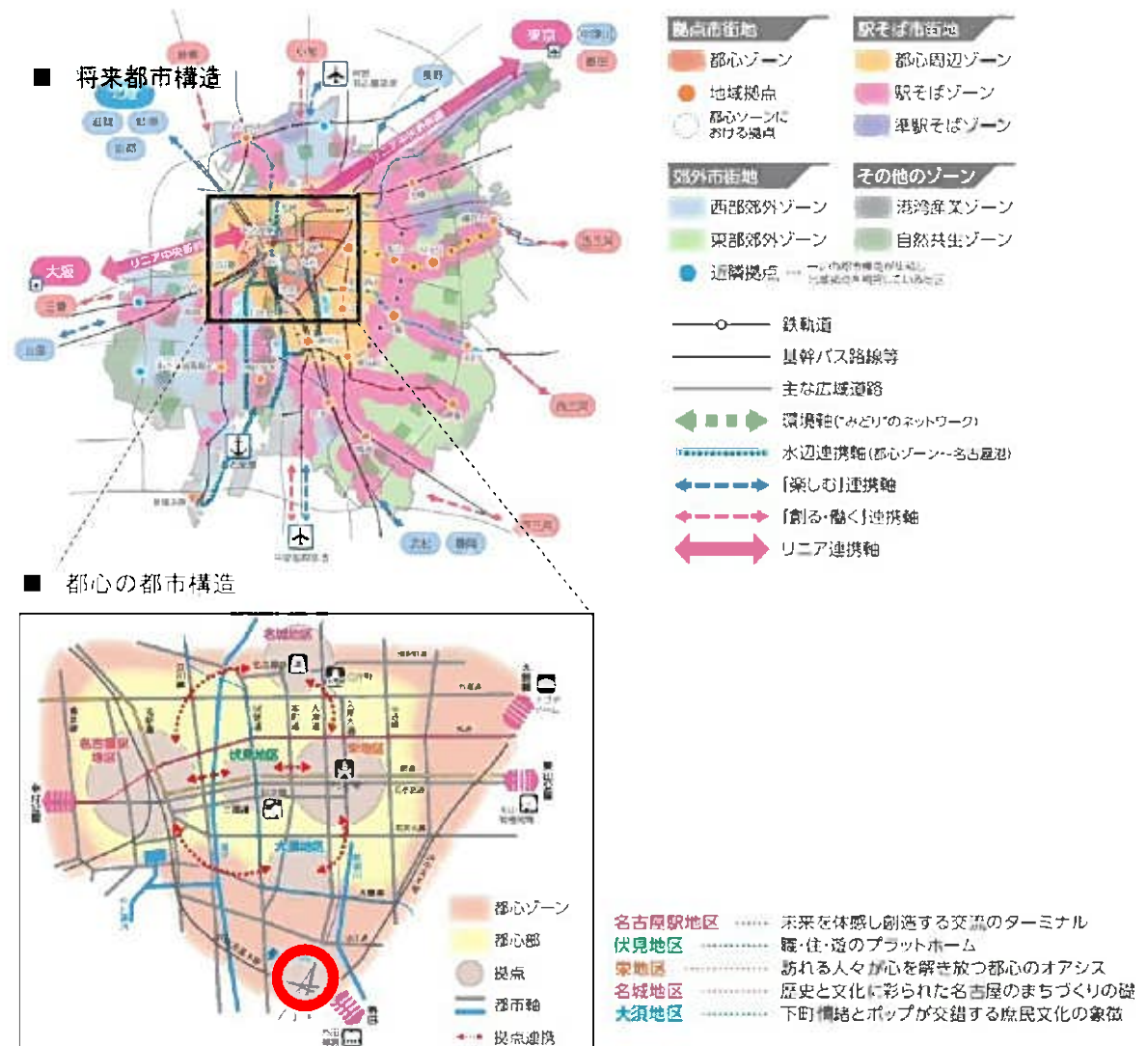
文化施設は、文化の創造発信の拠点であり、市民の文化活動や生涯学習活動の場であるため、社会的課題に取り組む拠点として各施設の設置目的を達成し、効果的な管理・運営を行うため、明確な運営方針を設定する。

### （３）上位・関連計画等における金山地区のまちづくりの方向性

#### ① 名古屋都市計画マスタープラン 2030（令和２年６月）

本市は将来都市構造として、「集約連携型都市構造」を掲げています。これは、駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業、業務、住宅、サービスなどの多様な都市機能が適切に配置・連携され、さらに歴史・文化、環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間をつくるとともに、都心を中心に、圏域の中核都市として交流を活性化させ、創造的活動を生み出す空間づくりがなされている都市構造を示します。

金山地区は都心ゾーンの南に位置し、重点的にまちづくりを展開する地域のひとつとして、交通拠点機能に加えて商業・業務機能、文化・芸術機能、防災機能などを兼ね備えた便利で国際的な交流拠点の形成を目指します。



## ② 金山駅周辺まちづくり構想（平成 29 年 3 月）

金山駅周辺の開発により、駅利用者等来街者が増加している経緯や、歴史や動線の重要な軸上に位置していること等を踏まえ、新たな金山のまちづくりを展開していくために策定されたものです。

まちづくり構想の中で掲げているコンセプト、基本方針およびそれに基づき展開する施策は以下の通りです。

### ■ コンセプト

交通拠点から交流拠点へ ～にぎわい・文化・芸術の継承と新たな役割を求めて～

### ■ 基本方針 ※下線は、芸術文化に関連する事項

#### (1) にぎわいとうるおいの継承・発展

- ①都市機能の集積
- ②商業機能等の再編
- ③金山地域内外の回遊性の向上

#### (3) 地域防災力の強化

- ①安全確保施設の充実
- ②防災意識の向上
- ③広域避難所の活用

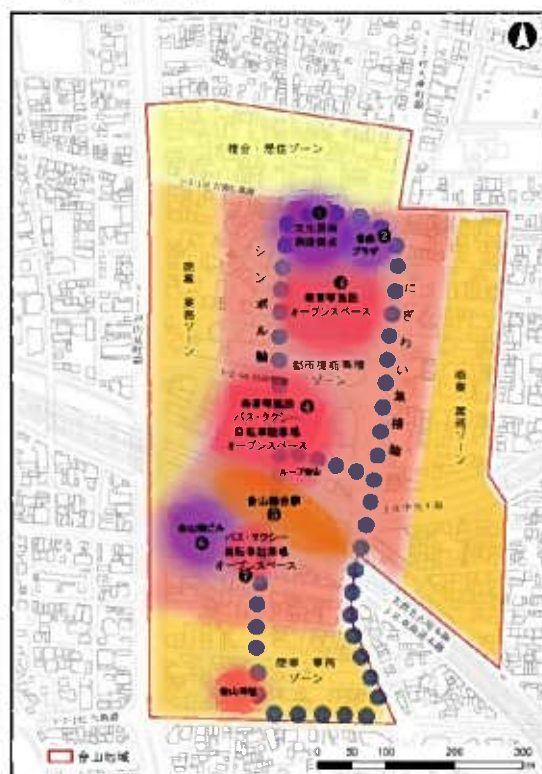
#### (2) 文化芸術や創造拠点等の集客性向上

- ①市民会館の機能更新
- ②まちかどからの文化・芸術の発信
- ③金山南ビルの活用

#### (4) 交通結節点の機能強化

- ①乗り継ぎ利便性の確保
- ②情報発信機能の充実
- ③来街者向けサービスの提供

### ■ 金山駅周辺まちづくりの将来イメージ



#### （４）本市実施のアンケート結果の整理

本市では、施策についての課題・要望を把握し、これらを施策に生かすため、市民の皆様からご意見を頂戴し、新たな文化振興施策を検討するための参考としています。

以下、平成 27 年度に実施した市政アンケートと、令和元年度に実施したネット・モニターアンケートの結果を整理します。

#### ア 調査結果(抜粋)

(a) あなたは名古屋を「文化的なまち」だと思うか。

| 平成 27 年度第 4 回市政アンケート                                          | 令和元年度第 9 回ネット・モニターアンケート                                       |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 「どちらかといえば文化的なまちだと思う」が 47.7%、次いで「どちらかといえば文化的なまちだと思わない」が 25.8%。 | 「どちらかといえば文化的なまちだと思う」が 41.3%、次いで「どちらかといえば文化的なまちだと思わない」が 32.6%。 |

(b) 名古屋の文化や芸術などに関することで、あなたが誇れると思うものは何か。

| 平成 27 年度第 4 回市政アンケート                        | 令和元年度第 9 回ネット・モニターアンケート                     |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 「名古屋にある文化施設（ホール・ライブハウス・劇場など）」が 30.3%で第 3 位。 | 「名古屋にある文化施設（ホール・ライブハウス・劇場など）」が 26.4%で第 4 位。 |

(c) 文化や芸術の分野において、今後どのような取り組みを充実させるとよいか。

| 平成 27 年度第 4 回市政アンケート             | 令和元年度第 9 回ネット・モニターアンケート          |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 「気軽に参加、鑑賞できる催しを実施する」が最も多く 61.5%。 | 「気軽に参加、鑑賞できる催しを実施する」が最も多く 64.7%。 |

#### イ 結果から見られる傾向と課題

平成 27 年度と令和元年度を比較すると、「文化的なまちだと思う」と答えた人が 6.4%減少している一方で、「どちらかといえば文化的なまちだとは思わない」と答えた人は 6.8%増加しています。また、名古屋の文化や芸術について誇れるものとして、「名古屋にある文化施設」が 3.9%減少して全体の 4 番目へ後退という結果になりました。名古屋市民会館をはじめ市内の文化施設や文化芸術活動に対する認識や興味関心は薄らいでいることが伺えます。

また、「文化や芸術の分野において、今後どのような取り組みを充実させるとよいか」という問いに対し、両年度とも「気軽に参加、鑑賞できる催しを実施する」と答えた人が最も多いことから、幅広い世代が気軽に訪れることのできる公演が求められているといえます。

#### （５）新型コロナウイルス感染症の影響と対策

令和２年１月、世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表しました。その後の日本国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、日本全国の劇場では、次のような状況が生じました。今後の施設の整備、管理運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、非常時の対応等が求められています。

#### ■劇場・ホール運営

##### 【影響】

- ・催事の激減による事業スキームの見直し
- ・感染予防対策による運営スタッフの負担と経費の増大

##### 【対策】

- ・三つの密（密閉・密集・密接が生じる空間）の回避（公演の中止・客席数の制限）
- ・空気循環の確保（定期的な空気の入替え・換気能力の向上）
- ・不特定多数の人による接触の回避（テレワーク整備・ネットインフラの強化）
- ・業種別の新型コロナウイルス感染予防ガイドライン等に沿った運用（マスクや手袋着用・消毒・アクリル板設置・キャッシュレス化等）
- ・備品整備（非接触システム（もぎり、殺菌ランプ）・検温キット・マスク等）
- ・規約等への「感染症対応」の記載

著作権等保護のため写真等の掲載を割愛しております。

#### ■芸術・文化催事に関わる人や産業

##### 【影響】

- ・上演リスクの増大  
（感染拡大によるキャンセルの発生・動員可能客席数減による赤字リスク）
- ・出演者、観客共に距離をとることによる、緊密な空間が生みだす一体感の減退
- ・公演の機会減少による出演者の発表の場の減少
- ・アーティストや制作・技術スタッフの活動の継続困難

##### 【新たな動き】

- ・オンライン配信等による新たな文化芸術の楽しみ方の普及

## 4. 新たな劇場の方向性

### （１）現状の課題点と本市が目指す方向性

本市の課題と本市が目指す文化振興の考え方を整理すると、以下のようになります。

#### 課題

##### ○現市民会館の構造的不足

- ・機能性の低さ（バリアフリー構造への未対応、トイレ数の不足、バックヤードの不便さ、搬出入時の制約、等）
- ・遮音性能の低さ
- ・ポストコロナ時代への対応（換気能力の向上、ネットインフラの整備、等）

##### ○大・中規模ホール不足が文化芸術にもたらす様々な弊害

- ・「名古屋飛ばし」による魅力的な公演の鑑賞機会の損失
- ・実演芸術に対する関心の希薄化
- ・発表の場を確保できず文化芸術団体の活動継続が困難に
- ・市外へのホール需要の流出

##### ○施設運営上の弊害

- ・会場確保が優先されることによる施設の設置目的と利用実態の乖離
- ・貸館需要が高く、自主事業を実施する空き日がない
- ・ホール間の連携不足（役割分担を促す運用方法への見直し）

##### ○市民の思い

- ・「文化的なまち」というイメージや誇りの低下
- ・気軽に文化芸術に親しめる環境の要望

#### 文化振興の考え方

##### 【全市的な方向性（「名古屋市総合計画 2023」）】

- ・少子化・高齢化に伴う人口構造の変化に対応した文化芸術による都市魅力の向上
- ・価値観・ライフスタイルの多様化を踏まえた誰もが活躍できる環境づくり
- ・交流人口の増加を目指した、市民のまちへの愛着や誇りの形成

##### 【本市の文化振興の基本的な考え方（「名古屋市文化振興計画 2020」）】

|      |                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市魅力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新進芸術家などの創造活動の支援</li> <li>・国内外から在日される文化芸術活動の創造・発信</li> <li>・情報発信力の強化</li> </ul> |
| 文化力  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的課題の解決への活用</li> <li>・文化芸術を活用した都市空間の形成</li> </ul>                             |

|      |                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 文化基盤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術を享受する機会の充実</li> <li>・文化施設の管理・運営</li> </ul> |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|

### 【金山エリアが目指す姿】

交通拠点機能に加えて商業・業務機能、防災機能などを兼ね備えた便利で国際的な交流拠点の形成（「名古屋都市計画マスタープラン2030」）

#### ■基本方針（「金山駅周辺まちづくり構想」）

(1)にぎわいとうるおいの継承・発展（金山地域内外の回遊性の向上）

(2)文化芸術や創造拠点等の集客性向上

（市民会館の機能更新、まちかどからの文化・芸術の発信）

現市民会館が抱える諸課題を克服するとともに、全市的な文化振興を促進するためには、市民会館の整備を単なる老朽化した建物の改築（建て替え）にとどめず、今後の市民会館に求められる役割や位置づけを再考し、「新たな劇場」としてその整備方針等を検討していく必要があります。

前述の課題や本市の文化振興の考え方を踏まえると、「新たな劇場」には以下の方策が求められます。

- 市民の文化的な誇りを呼び起こし、都市魅力を向上させる劇場の整備
- 劇場不足を解消するためのホールの増設
- 機能性に配慮した施設構造
  - （ユニバーサルデザインの導入、将来の需要変化にも対応可能な拡張性、多様なニーズに対応可能な設備）
- 魅力的な公演・気軽に楽しめる公演等、文化芸術に親しめる環境の充実
- 多様な価値観に応える、市民の活躍・交流の場の創出
- 本市内の施設同士の連携体制の構築

## 5. 基本理念

### （１）基本理念

新たな劇場に求められる方策を達成するため、その理念を以下の通り定めます。

#### 〈 ミッション 〉

##### 文化芸術の裾野拡大（劇場文化の浸透）

文化芸術に対する市民の興味を喚起し、これまで劇場に関心がなかった市民にもその魅力を届け、劇場文化を市内に幅広く浸透させる

#### 〈 位置づけ 〉

##### 人々が楽しみ、引き込まれ、心打たれる 文化の薫り高い名古屋の心つながる象徴拠点

- ① 本市の文化芸術を象徴するランドマークとなり、国内外から多くの人々が訪れるデスティネーションを目指す
- ② 実演者・鑑賞者だけでなく、市民にとって「名古屋の誇り」となる
- ③ 「文化芸術が活きるまち名古屋」の中核施設として市内の文化振興をけん引

## 〈 役 割 〉

### ポップからハイカルチャーまで、 より多くの人々が興味を引き起こされる公演の上演施設

- ①多様な演目に触れる機会を提供し、より多くの人々が劇場を訪れる「きっかけ」を創出することで、文化芸術への興味を誘発
- ②魅力ある事業を主体的に展開

### 市内の多様な文化活動を支え、促進する、 名古屋発／初文化の中核となる施設

- ①文化芸術の創造活動拠点として、名古屋ならではの文化芸術を発信
- ②文化芸術の普及・育成拠点として、充実したサポート体制を構築し、文化力を底上げ
- ③文化芸術活動の活性化を図り、その集大成を披露する「晴れ舞台」として存在感を発揮

### 市民が気軽に訪れる、人と文化の交流結節拠点 ～ 感動と出会い、まちと繋がる、開かれた劇場 ～

- ①「開かれた劇場」としてまち全体に文化芸術による賑わいを醸成
- ②「いつでも、誰でも、何かを経験できる」文化芸術が身近に感じられる魅力的な空間や機会を提供
- ③市民が日常的に訪れる、居心地の良い空間（居場所）を創出

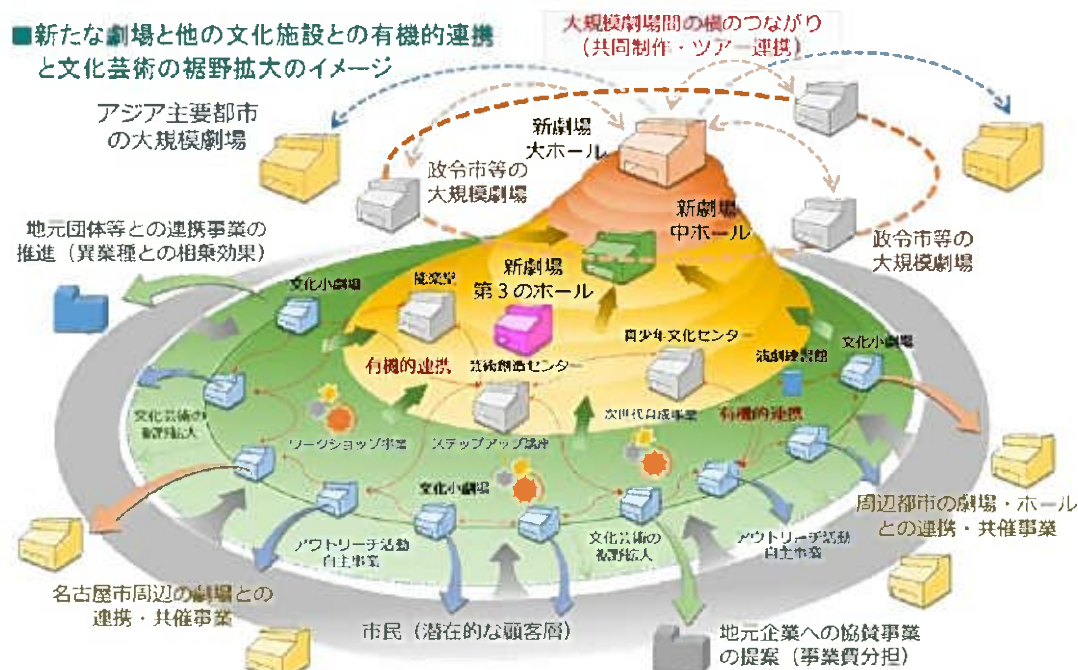
## （２）市内文化施設との有機的連携

新たな劇場を中核施設に据え、他の文化施設と有機的に連携しながら、文化芸術の裾野拡大を目指します。

例えば、事業においては、「創造発信型施設」である芸術創造センターや青少年文化センター等と連携して創造された文化活動が、中核施設である新たな劇場へと集約され、市民文化がより活発に発信される流れや、反対に、新たな劇場で形成された芸術文化が、文化小劇場などの地域拠点を通じて市民の身近なところへと広がっていくような展開の構築が考えられます。

文化施設の設置目的に基づき、それぞれの施設の役割を明確化するとともに、新たな劇場を中心とした有機的な連携を図ることにより、文化芸術に対する市民の興味・関心を広げ、文化団体等の多様な文化活動の促進を図ります。

さらに、他都市の大規模劇場と共同で制作・ツアー連携を行うことで、劇場同士との横のつながりを強化すると共に、地元企業や団体と連携することで、地域社会にも貢献します。



## 6. 管理運営の考え方

### (1) 自主事業の考え方

#### ① 自主事業の基本的な考え方

上位計画や、新たな劇場の基本理念を踏まえ、自主事業の基本的な考え方について以下の4つの方針を軸として検討します。

#### ■ 新たな劇場の役割

ポップからハイカルチャーまでより多くの人々が  
興味を引き起こされる公演の上演施設

- ① 多様な演目に触れる機会を提供し、より多くの人々が劇場に訪れる「きっかけ」を創出することで、文化芸術への興味を誘発
- ② 魅力ある事業を主体的に展開

市民の多様な文化活動を促進する、  
名古屋発/初文化の中核となる施設

- ① 文化芸術の創造活動拠点として、名古屋ならではの文化芸術を発信
- ② 文化芸術の普及・育成拠点として、充実したサポート体制を構築し、文化力を底上げ
- ③ 文化芸術活動の活性化を図り、その集大成を披露する「晴れ舞台」として存在感を発揮

市民が気軽に訪れる、人と文化の交流結節拠点  
～感動と出会い、まちと繋がる、開かれた劇場～

- ① 「開かれた劇場」としてまち全体に文化芸術による賑わいを醸成
- ② 「いつでも、誰でも、何かを経験できる」文化芸術が身近に感じられる魅力的な空間や機会を提供
- ③ 市民が日常的に訪れる、居心地の良い空間（居場所）を創出

#### ■ 自主事業の基本的な考え方

##### I. 幅広い世代の興味を誘発する 多様な事業の展開

多角的なアプローチにより、  
幅広い世代へ鑑賞機会を提供

##### II. 文化芸術活動における 共創を促進

人と人、施設と施設等の「連携」  
を生み出し、市民が新しい劇場体験を  
享受できる、多様な文化芸術活動を促進

##### III. 文化力を底上げする 仕組みの構築

これからを担う若手人材の育成や、  
シニア世代の文化活動サポートなど、  
多くの市民が劇場を身近に感じられ、  
毎日が豊かになる機会の創出

##### IV. 開かれた劇場としての 交流機会の創出

誰もが気軽に集える交流機会を提供し、  
金山のまち独自の賑わいを創出

## ② 自主事業区分と内容

上記の基本的な考え方を踏まえ、自主事業区分を以下の方針を軸に検討します。



### ③ 自主事業内容のイメージと今後の検討方針

自主事業内容のイメージは以下の通りです。なお、具体的な内容については、貸館事業方針との相乗効果を生み出せるよう、引き続き検討を進めます。また、自主事業は貸館事業の予約枠とのバランスを考慮した上で実施していくことを検討します。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鑑賞事業       | <p><b>A. “文化芸術の裾野拡大”コンテンツ</b><br/>需要の高いコンテンツや、話題性のある良質なコンテンツなどを積極的に展開し発信。</p> <p><b>B. 他都市との共同・連携事業</b><br/>名古屋市だけでなく、東京や大阪などの大規模都市や、アジア圏、海外姉妹都市等との共同制作やツアー連携を積極的に実施。</p> <p><b>C. メディア・動画配信サービス</b><br/>アーカイブ配信やライブ配信などを用いて、幅広い興味に応える多様なジャンルの演目を積極的に展開。</p>                                                            |
| 創造・活動事業    | <p><b>A. 文化芸術コーディネート事業</b><br/>新たな劇場が中心となって、実演家や文化芸術を支える人材等の交流機会、市内の教育機関やその他文化施設等との連携を促進。</p> <p><b>B. 先端芸術表現創造ラボ</b><br/>新進アーティストやエンジニア等の連携を促進し名古屋発/初の先駆的な芸術を創造発信。</p> <p><b>C. ソーシャルアート事業</b><br/>様々なアーティストや市民によるワークショップ、アウトリーチ等を通して、障がいの有無や年齢国籍等を問わない多様な価値観を持つ表現活動を促進。</p>                                           |
| 普及・育成事業    | <p><b>A. 次世代劇場人育成事業</b><br/>アーティストや舞台技術者等多様なジャンルの人材育成を実施。<br/>(芸術創造センター・青少年文化センター等との共同事業を検討。)</p> <p><b>B. 文化活動サポート事業</b><br/>子どもの新しい体験の場や、大人・シニア世代の再チャレンジ・挑戦の場などを創出し、老若男女問わず多くの市民の文化活動をサポート。</p> <p><b>C. 公開シアタークラス</b><br/>「開かれた施設」として、市内の子どもや学生、若手アーティスト、社会人等を対象にオンラインを活用した多様な情報・レッスン・講義等の配信やオープンシアター（劇場見学会）を実施。</p> |
| まちづくり・交流事業 | <p><b>A. エリアコラボレーション事業</b><br/>金山エリア一休のにぎわい創出のため、金山駅や商業施設、教育機関等と連携し、まちフェスやパブリックビューイング、合同文化祭等を実施。</p> <p><b>B. まちかどイベント事業</b><br/>エントランス、屋外広場や近隣施設のスペースを有効活用し、日常的に鑑賞・交流機会を創出。</p> <p><b>C. 金山カルチャー活性化事業</b><br/>金山のまち独自のカルチャーを活性化して、ナイトタイムエコノミーも推進する事業を展開。</p>                                                           |

## （２）貸館事業の考え方

### ① 貸館事業（施設利用サービス事業）の基本的な考え方

主体的かつ戦略的な貸館運営とするために、貸館事業を「施設利用サービス事業」と捉え、以下の３つの方針を軸として検討します。

#### I. 文化芸術の裾野拡大につながる利用の拡大

- ・設置目的の達成に資する柔軟な利用規則の検討
- ・人々の興味を誘発する、話題性のある演目の積極的な利用促進

#### II. アーティストの多様な創造活動の受け皿

- ・先駆的/実験的な試みを伴う創造活動に対する施設利用の積極的促進
- ・多様な演出に対応する、柔軟なサービスの提供

#### III. 地域文化芸術団体等への積極的なサポート

- ・市民に寄り添った居心地の良いサービスの提供
- ・劇場の特性を踏まえたより良い利用方法の提案

### ② 今後の検討方針

基本理念の達成に資する柔軟な利用規則とするため、以下の項目等について今後詳細の検討を進めます。

また、貸館事業においても市内施設の有機的連携の実現に向けて、市施設同士だけでなく、施設規模が近似している愛知県芸術劇場と連携した体制等も検討します。

#### a) 共催事業（戦略的貸館）のあり方について

- ・共催を活用した積極的な公演誘致の方針

#### b) 利用規則の基本的な考え方

- ・開館時間、休館日など施設全体の運営規則に関する基本的な考え方、方向性

#### c) 貸出規則の基本的な考え方

- ・貸出時間、使用料、減免など、ホールやその他施設等の貸出規則に関する基本的な考え方、方向性

#### d) 市内施設の連携体制について

- ・市内施設一体系的な条例のあり方
- ・市内県有施設との相乗効果を生み出す運用 等

### （３）運営組織の考え方

#### ① 基本的な考え方

新たな劇場が本市文化施設の中心となり、市内文化施設と有機的連携体制を構築できる運営組織とするために、以下の方針を軸として検討します。

#### I. 全市的な事業運営体制の構築

- ・有機的連携の達成に資する、安定して継続的に事業を提供し続けることができる体制の構築
- ・市内文化施設のみならず、他都市施設・地域の企業・団体等とも連携できる体制の構築

#### II. 専門性を持った人材の配置

- ・新たな劇場の理念を実現するための事業を先導できる高い専門性をもった人材の配置
- ・文化芸術活動の活性化や水準向上を図るため、地域文化芸術団体等への支援を実施できる専門人材の配置

#### ② 運営主体の検討

公の施設の管理運営をする主体としては、大きく以下の２つがあります。

##### A. 直営（一部業務委託を含む）

設置者である地方公共団体の所管組織が自ら運営すること。

（当該地方公共団体と関係の深い公益財団法人等が管理委託を受けて運営することを含む。）

##### B. 指定管理者

地方公共団体により指定された管理者に、包括的な管理運営業務を代行させること。

民間事業者、財団、NPO等の法人が単独、または共同事業体を構成し業務に当たる。

#### <主な特徴>

| A. 直営                                                                                                        | B. 指定管理者                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化施策を直接反映させることができる</li> <li>○地域住民との協働が容易</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスの向上</li> <li>○高いコスト意識による市負担の軽減</li> </ul>           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>×人事異動等によりノウハウが継承されにくい</li> <li>×専門的人材の確保が必要</li> <li>×高コスト</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>×非効率・非収益事業に消極的</li> <li>×指定期間の切替による人材・事業の不安定化</li> </ul> |

運営組織は一般的に以下のような部門により構成されています。

| 部門   |    | 担当                                | 内容                |
|------|----|-----------------------------------|-------------------|
| 統括   |    | 館長、副館長                            | 全体のマネジメント・統括責任    |
|      |    | 芸術監督                              | 自主事業の芸術性に係る責任、監督  |
| 事業   | 自主 | プロデューサー、制作 等                      | 自主事業の企画立案・制作 等    |
|      | 貸館 | 利用受付、営業、<br>インフォメーション 等           | 貸出利用対応 等          |
| 舞台技術 |    | 舞台、照明、音響、映像                       | 舞台特殊設備の操作、維持管理 等  |
| 維持管理 |    | 設備、清掃、警備                          | ビルメンテナンス 等        |
| その他  |    | 広報、票券、友の会運営、<br>フロントスタッフ、ボランティア 等 | 広報・チケット販促、友の会運営 等 |

新たな劇場において全市的な事業運営体制を実現する運営主体を検討するにあたり、想定される運営主体パターンは以下が挙げられます。

|      | パターン①                                                                          | パターン②                                                                                                            | パターン③                                                            | パターン④                                                                             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 維持管理 |                                                                                |                                                                                                                  | 指定管理者<br>(民間)                                                    | 指定管理者(民間)                                                                         |
| 貸館事業 | 指定管理者<br>(民間・公益財団法人)                                                           | 指定管理者<br>(民間)                                                                                                    | 指定管理者<br>(民間)                                                    | 直営・公益財団法人へ委託                                                                      |
| 舞台技術 |                                                                                |                                                                                                                  | 直営・公益財団法人へ委託                                                     |                                                                                   |
| 自主事業 |                                                                                | 直営・公益財団法人へ委託                                                                                                     | 直営・公益財団法人へ委託                                                     |                                                                                   |
| 特徴   | ○民間事業者の場合、そのノウハウを活用した新しい事業が期待できる。<br>○公益財団法人の場合、市の文化施策の反映が容易。<br>○事業と貸館の連携が容易。 | ○民間事業者のノウハウを活用した新しい事業が期待できる。<br>○公益財団法人により市の文化施策の反映が容易。<br>○指定管理者が変更されても、公益財団法人により事業の継続性が担保される。<br>○事業と貸館の連携が容易。 | ○公益財団法人により、市の文化施策の反映が容易。<br>○指定管理者が変更されても、公益財団法人により事業の継続性が担保される。 | ○公益財団法人により、市の文化施策の反映が容易。<br>○指定管理者が変更されても、公益財団法人により事業の継続性が担保される。<br>○事業と貸館の連携が容易。 |
| 課題   | △民間事業者の場合、事業の仕様が具体的に表さないと、市の文化施策の反映が困難。<br>△指定管理者が変更されると、事業の継続性が失われる恐れがある。     | △運営者が分かれるため、強固な連携・運営体制が必要。<br>△事業の担当区分を明確にする必要がある。                                                               | △事業に民間のノウハウを活用することができない。<br>△事業と貸館の連携が困難。                        | △事業に民間のノウハウを活用することができない。                                                          |
| 事例   | 名古屋市民会館                                                                        | 高知市文化プラザかるぼーと                                                                                                    | オリンパスホール八王子                                                      | いわき芸術文化交流館アリオス                                                                    |

いずれの場合もメリット、デメリットがあるため、既存の運用事例等もふまえながら、最適な主体を今後検討していきます。

### ③ 専門家の活用の検討

新たな劇場のミッションである「芸術文化の裾野拡大」を達成するためには、独自の事業展開と同時に、市内の連携を促すことが求められます。専門家の活用を検討するにあたり、本構想における事業の専門家を下記のように定義付けます。

| 専門家      | 本構想における定義                                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 芸術監督     | 「新たな劇場の顔」また「芸術面の総責任者」として、創造活動の主導、および自主事業における芸術面の責任と権限を有する。                             |
| プロデューサー  | 「当該ジャンルの専門家」として、市内で行われる創作・普及・育成活動の費・指導・助言・予算実績管理、および市内外との共同事業や連携事業等の推進に関する責任と権限を有する。   |
| コーディネーター | 「新たな劇場と地域をつなぐ専門家」として、市内外における文化芸術活動のバックアップやさらなる連携の促進、およびアウトリーチ等の地域連携活動の推進に関する責任と権限を有する。 |

### ＜想定される専門家の配置パターン＞

|       | A. 単独の専門家                                                                                                                                                                            | B. 複数の専門家                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プラス面  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該人材の感性や蓄積を活かした特色のある事業展開が期待できる</li> <li>・著名人材を抱えることで施設の宣伝効果が期待できる</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独善的にならず、専門家の持ち味を活かした多様性のある活動が可能になる</li> </ul>                                        |
| マイナス面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に偏りが生じるおそれがある</li> <li>・多様な著名人の場合、地域との関係を築けず、名目的なものになるケースがある</li> <li>・行政と芸術文化のパイプ役となる人材が少ない</li> <li>・事業運営の全盛を個人に委ねるためリスクも大きい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動における強烈的な個性をもちにくい</li> <li>・一貫性のない企画になる恐れがある</li> </ul>                             |
| 課題    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクヘッジとして人選をコンペで行ったり、任期権限の明確化をはかるなどの方策をもつ必要がある。</li> <li>・当該人材の発想を生かせる支援スタッフの配置が欠かせない。</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の分散化により、個人への権限集中の弊害は免れるが、企画全体への責任などを明確にしていく必要がある</li> </ul>                        |
| 想定体制  | パターン①：芸術監督1名のみ配置<br>パターン②：プロデューサー1名のみ配置<br>パターン③：コーディネーター1名のみ配置                                                                                                                      | パターンA：ジャンル毎に同列の専門家配置（複数芸術監督制、複数プロデューサー制、複数コーディネーター制）<br><br>パターンB：異なる専門家の複数配置（芸術監督1名とジャンル毎のプロデューサー、ジャンル毎のプロデューサーとコーディネーター、等） |

今後、事業計画（自主事業・貸館事業）を策定していくことに合わせて、それを実現させるための最適な専門家の体制を検討していきます。

また、舞台技術、広報宣伝、経営等における専門家のあり方についても、併せて検討を進めます。

#### ④ 今後の検討方針

新たな劇場の基本理念を大現するのに最も適していると考えられる運営主体・専門家の配置の体制について、想定される体制の利点や課題点を今後さらに精査し、以下の項目等について検討を進めます。

##### a) 運営主体の体制

- ・本市の政策の実現に向けた中長期的な体制の検討
- ・仮に運営主体が複数になる場合は、その役割分担・体制の精査
- ・設置者（本市）と運営主体の機能・役割分担および主体的な協働体制の検討

##### b) 専門家の配置体制・役割

- ・各種専門家（事業（自主・貸館）、舞台技術、広報宣伝、経営等）の体制・役割
- ・設置される施設の利用主体（プロユース・市民利用）へのサービス水準の最大化を念頭に置いた人員配置

##### c) 組織図・配置人数の検討 等

#### （４）広報宣伝の考え方

##### ① 広報宣伝の基本的な考え方

事業の告知だけでなく新たな劇場の存在・魅力を広く浸透させると同時に、ターゲットにピンポイントで発信する広報宣伝の仕組みを検討します。

#### I. 全市的プラットフォームによる情報集約

- ・継続性・公共性のあるワンストップの全市的情報プラットフォームの構築
- ・名古屋圏域のイベント情報やアーティスト情報、施設概要等の情報を横断的に集約し発信できる仕組みの構築

#### II. 最新技術の導入による柔軟な広報戦略

- ・最新技術駆使し、高齢者が使いやすい予約システムや、若者が気軽に購入できるチケットシステム等を導入
- ・AI 技術によるビッグデータ分析等の手法により、特定のターゲット層へ向けた告知や、需要に応じたストリートビジョン広告等を積極的に展開

#### III. 多種多様なメディアの活用

- ・文化芸術に関心の薄い方々にもイベント情報が届くよう、アプリや SNS などのネットワークを活用した広報を実施
- ・地元テレビ局や動画配信サービスと連携し、「劇場×映像」の新しい告知方法を開発し発信

##### ② 今後の検討方針

今後の文化芸術における広告媒体はインターネットが主流であり、動画配信サービスや SNS 等との連携が必要不可欠と考えられます。その一方で、子どもや高齢者にとって安心安全で分かりやすい告知方法も求められます。また、他の文化施設との有機的連携構築のために、全市的な情報の集約・発信方法も必要になると考えられます。

それらを踏まえ、以下の項目等について今後進めます。

- a) 広報担当者の組織体制
- b) IT 等の最新技術活用
- c) 具体的な広報媒体と手法 等

#### （５）評価制度の考え方

新たな劇場の基本理念を達成するためには、事業評価等による施設の運営状況の確認・改善や、事業方針の検討・見直しを定期的に行う必要があります。他都市事例等も参考に、第三者評価機関の設置検討や「名古屋版アーツカウンシル」による評価可能性の検討等、評価を行う体制や評価基準などを今後幅広く検討していきます。

## 7. 施設の考え方

### （１）施設整備の基本的な考え方

新たな劇場の整備にあたって、以下のような点に留意し検討します。

#### ①開かれた劇場

「いつでも、誰でも、何かを経験できる」総合的な文化芸術交流拠点として、誰もが気軽に訪れる開かれた劇場を目指します。

##### 望ましい姿

- ・施設内における多様な文化芸術活動が建物の外にあふれ出る、開放的な空間
- ・誰もが気軽に文化芸術に触れられる空間
- ・施設内部と連携して様々な活動が行われ、交流が生まれる外部空間
- ・人々が滞在したくなる居心地のよい空間

#### ②ランドマーク性

本市の文化芸術を象徴する施設として、ランドマークに相応しい外観を備えることにより、国内外から多くの人が訪れる、魅力的な「デスティネーション」を目指します。

##### 望ましい姿

- ・アプローチおよび劇場到達時に視界に入る魅力的な施設の外観

都市のランドマークとなる海外のホールの事例

著作権等保護のため写真等の掲載を割愛しております。

台中国家歌剧院

エルブフィルハーモニー・ハンブルク

### ③機能性に優れた劇場

本市の文化芸術を象徴する施設として、従来の劇場機能を担保することはもちろん、最新機能・設備を導入することで、質の高い公演や先駆的な演目に対応できる劇場を目指します。

また、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい劇場を目指します。

#### 望ましい姿

- ・最新機能・設備の導入
- ・使いやすさに考慮された動線、諸室の配置

### ④アプローチ環境（周辺市街地含む）

劇場周辺市街地との一体的なまちづくりの観点から、まちの回遊性が促進され、まちの魅力を増幅させるアプローチ環境を検討します。

#### 望ましい姿

- ・誰もがアクセスしやすく、安全な歩行環境
- ・まちかどから文化芸術活動があふれ劇場への期待感が高まる環境
- ・劇場の余韻を感じながら、途中で飲食を楽しむ等多様なコンテンツを有する動線

## （２）「新たな劇場」の需要及び課題

現市民会館を取り巻く情勢や課題、利用状況の分析結果等から導き出される需要および課題より、新たな劇場が担うべき理念・役割を果たすために必要となる施設機能や規模・性格を抽出しました。

### ① 第１ホール（現市民会館大ホールの役割を引き継ぐホール）

#### 「新たな劇場」の需要および課題

- ・現市民会館では、軽音楽に次いで演劇の利用割合が高いものの、本格的な実演芸術よりは、子ども向けのミュージカルやキャラクターショー等での利用が多い。
- ・興行等の軽音楽ジャンルに対するニーズがとて高い一方、クラシックへのニーズも一定見られる。
- ・利用割合の高い軽音楽、演劇ジャンルの利用規模は 2,000 人付近に集中している。
- ・愛知県芸術劇場大ホール（2,480 席）もあるため、大規模ホール同士の規模的なすみ分けが必要である。

### ② 第２ホール（現市民会館中ホールの役割を引き継ぐホール）

#### 「新たな劇場」の需要および課題

- ・興行需要の最も高い 1,500 席規模のホールが相次ぎ閉館し、現市民会館の利用実態としても 1,000～1,500 人の利用帯において、あらゆるジャンルで満遍なくニーズが高い。
- ・興行の採算性の観点から、プロモーターを中心に現市民会館中ホールの客席数の拡大を望む声が多い。
- ・「邦舞・邦楽」の利用が多いという地域的特色がある一方、現市民会館は花道設置の関係上、客席面の勾配が低く、客席から舞台上の演者の足元が見えにくい点などの鑑賞環境の課題解消が必要である。

### ③ 第３ホール（新規増設のホール）

#### 「新たな劇場」の需要および課題

- ・市内施設が総じて高稼働であることを踏まえ、ホールの増設が必要である。
- ・現市民会館の需要動向を見ると演劇利用が非常に多いが、適した規模のホールが市内には存在しない。
- ・演者と観客の一体感を生み出す空間として、演劇面で評価の高いホールは 800 席程度との声が多い。
- ・青少年文化センター・芸術創造センターなど中規模ホールとのすみ分けが必要である。

#### ④ その他諸室・共用部

##### 「新たな劇場」の需要および課題

- ・市内施設におけるリハーサル室や練習室等の利用率は90%以上で高止まりしており、慢性的に練習場所が不足している。
- ・鑑賞前後の時間を快適に過ごせる飲食施設や、市民の憩いの場となるオープンスペースなど、誰でも気軽に訪れることができる「開かれた場所」としてのニーズが高い。
- ・ホールでの本番を想定したリハーサル室や練習室を備えることで、文化芸術活動の活性化を促すとともに、ホールと独立した利用ができるよう来場者動線や防音・防振に配慮する必要がある。
- ・本番公演のない時間帯でも市民の文化芸術活動の様子を他の利用者が目にすることで、新たな発見や興味につながり、誰もが訪れ易い、にぎわいや人々の交流が生まれる劇場とする。
- ・オープンスペース等を活用することにより、誰もが気軽に発表でき、楽しめる「開かれた劇場」とすることで、市民にとって「居心地の良い場所」となる空間が必要である。
- ・劇場周辺とのつながりや来場者の回遊性を意識したハード整備・ソフト展開を進めることで、劇場を核として、まち全体で相乗効果を発揮する視点が必要である。

### (3) 施設構成

新たな劇場は以下の機能を有する施設で構成します。

| 機能        | 基本コンセプト                        | 諸室名称           | 諸室用途概要                                                                      |
|-----------|--------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ホール機能     | 聴くホール                          | 第1ホール          | ・客席数 2,000～2,200 席を想定<br>・音楽を中心とした多様なジャンルの商業公演に利用                           |
|           | 観る・魅せるホール                      | 第2ホール          | ・客席数 1300～1500 席を想定<br>・演劇・舞踊から伝統芸能まで魅力のある公演や市民の文化芸術活動の発表                   |
|           | 体感するホール                        | 第3ホール          | ・客席数 800～900 席を想定<br>・収容人数は 1,700～1,800 名を想定<br>・演劇や軽音楽の公演、多様なジャンルの新演出に対応   |
| 創造・活動拠点機能 | あらゆる人々の交流結節拠点                  | スタジオ           | ・音楽・演劇・ダンス等練習の場<br>・各ホールのリハーサル室を兼ねる                                         |
|           |                                | 練習室            | 音楽・演劇・ダンス等練習の場                                                              |
|           |                                | 会議室            | 各種会議や研修の場、他多用途に利用                                                           |
| 交流機能      |                                | 共通ロビー・イベントスペース | ・施設全体の共通ロビー空間<br>・鑑賞目的のない人でも気軽に訪れることができる開かれた場<br>・日常的にイベントを実施し、施設に賑わいをもたらす場 |
|           |                                | カフェ等           | 施設併設のカフェやレストラン、飲食店                                                          |
|           |                                | 情報スペース         | 文化芸術に関する情報を一元的に集約したスペース                                                     |
| その他       | 管理機能（施設事務室、防災センター、守衛室 等）、駐車場 等 |                |                                                                             |

## ①ホール機能

ホール機能は3つのホールで構成します。

### ＜第1ホール＞

|         |                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本コンセプト | <p>「聴くホール」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋における文化芸術のランドマークとなり、国内外から集客する「名古屋の表演芸術の殿堂」にふさわしい空間</li> <li>・東海圏におけるクラシック音楽の発信拠点として重要な役割を担ってきた現市民会館の機能を継承</li> <li>・優れた音環境を整備し、国内外から質の高い実演家を引き寄せる</li> </ul>                         |
| 規模・性格   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2,000～2,200席</li> <li>・主目的／音楽（軽音楽・クラシックなど）</li> <li>・プロセニウム</li> </ul>                                                                                                                                |
| 主な利用形態  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポピュラー音楽を中心とした国内外の著名アーティストの興行</li> <li>・名古屋フィルハーモニーや他の交響楽団によるクラシック音楽</li> <li>・ミュージカルや商業演劇等の公演</li> <li>・話題性の高い演目や最新機能・設備による最先端の演目の上演・鑑賞機会提供</li> <li>・従来の貸館における興行利用と、運営者による自主事業利用をバランスよく実施</li> </ul> |

### ＜第2ホール＞

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本コンセプト | <p>「観る・魅せるホール」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な公演需要に対応し、話題性が高く魅力のある公演の場として選ばれる劇場</li> <li>・市民の多様な文化芸術活動を発表する「ハレの場」に相応しい上質な空間</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 規模・性格   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,300～1,500席</li> <li>・主目的／軽音楽、邦楽・洋舞など</li> <li>・プロセニウム</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 主な利用形態  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現市民会館でも利用されている邦楽・邦舞等といった花道等を活用した伝統芸能公演</li> <li>・バレエ・現代舞踊など地元洋舞家団体等の公演</li> <li>・市民の文化芸術活動のハレの場となる公演</li> <li>・音響反射板を用いたクラシック音楽の公演</li> <li>・多様なジャンルの商業公演</li> <li>・表演芸術の魅力に触れる機会を市民に提供する自主事業</li> <li>・話題性の高い演目や最新機能・設備による最先端の演目の上演・鑑賞機会提供</li> </ul> |

＜第3ホール＞

|         |                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本コンセプト | <p>「体感するホール」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な演目に対応し、ステージ・客席を一体として演出可能な空間</li> <li>・最先端の演出・演目に対応できる設備</li> <li>・多様なジャンルの先駆的な演目の上演に対応可能</li> </ul>                                 |
| 規模・性格   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・800～900席。スタンディング時1,700～1,800人程度</li> <li>・主目的／演劇・軽音楽など</li> <li>・平土間空間・可動客席とし、舞台位置・客席配置を変更することで様々なステージ形式に対応可能</li> <li>・ステージと客席を一体の空間として演出可能</li> </ul> |
| 主な利用形態  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の中ホールで行われている演劇や軽音楽の公演</li> <li>・最新機能/設備による先駆的、実験的な演出による体験型コンテンツ</li> <li>・アート・舞台芸術の融合作品等の上演</li> <li>・ナイトタイムエコノミーを想定したエンタテインメント</li> </ul>            |

## ②創造・活動拠点機能・交流機能

ホール機能以外に、誰でも気軽に訪れ、にぎわいや交流が創出される「開かれた場」として、活動拠点機能および交流機能を整備します。

### <ホール以外の諸室>

|                |                                                                                                                                                                                             |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>基本コンセプト</b> | <b>「あらゆる人々の交流結節点」</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「いつでも、誰でも、何かを経験できる」総合的な文化芸術交流拠点</li><li>・外部空間と一体となってまちに賑わいをもたらす、訪れやすく立ち寄りやすい、常に開かれた場</li><li>・新たなアイデアや取り組みを誘発してくれる空間</li></ul> |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ア 創造・活動拠点機能

あらゆる人々がいつでも何かを経験できる、活動拠点機能を整備します。音楽からダンス、芝居といった多様なジャンルに対応し、ホールでの本番を想定したりリハーサルや日常的な練習活動、ワークショップの開催等、様々な活動を想定した諸室を整備します。

### 主な諸室構成

#### スタジオ

- ・大ホール、中ホールの主舞台と同程度の広さを確保します。
- ・最先端の演出・演目に対応できる音響や照明などの設備を備え、本番利用にも対応可能とします。
- ・各ホールのリハーサル室を兼ねることを想定します。
- ・音や振動に配慮した性能を確保します。

#### 練習室

- ・合唱や吹奏楽、バンドなどの電気楽器、ダンス等が練習できる空間とします。
- ・音や振動に配慮した性能を確保します。

#### 会議室

- ・各種会議や研修等、多用途での利用が可能な空間とします。
- ・各ホールの控室としても利用可能な配置とします。

## イ. 交流機能

人々が気持ちよく滞在し、文化芸術に関わらず多様な活動や交流を生む、交流機能を整備します。

鑑賞や練習などの目的がなくとも、居心地よく、一日中過ごしたくなる場として、気軽に文化芸術に触れられる諸室や空間を整備します。

施設利用者にとって使いやすい諸室構成や配置、動線となるよう留意するとともに、外部空間との連続性にも留意し、敷地周辺環境と一体的に検討します。

### 主な諸室構成

#### 共通ロビー・イベントスペース

- ・鑑賞目的のない人でも気軽に訪れる、常に開かれた場として、共通ロビーを整備します。
- ・共用部には日常的にイベントを行うことが可能なスペースを設け、にぎわい創出の場とします。イベントがない場合には、椅子・テーブルを設置し、市民の憩いの場としての利用を可能とします。

#### 情報スペース・カフェ等

- ・共通ロビーに面した箇所には、市内の文化芸術に関する情報を一元的に集約したスペースの他、カフェ等の設置を検討し、市民の来館を促します。

## ③管理機能

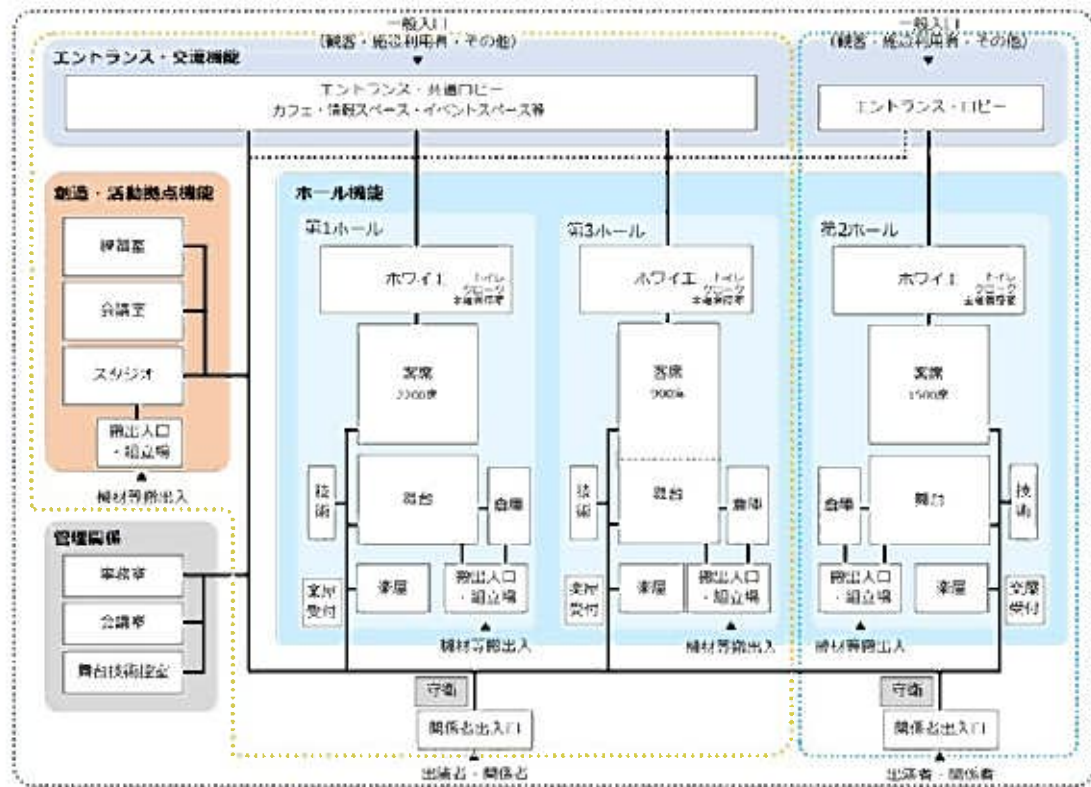
劇場施設の管理機能として、管理運営スタッフの執務スペースや利用者打合せの部屋、受付機能などを設けるとともに、訪れやすく開かれた施設事務室を整備します。また、施設全体の防災センターや守衛室なども整備し、施設管理の一元化を図ります。

## ④駐車場

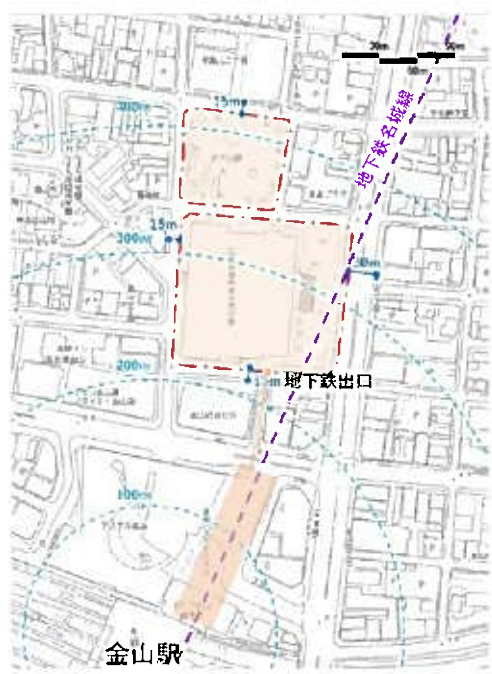
利用者の駐車場については、市の条例に基づく附置義務台数を確保した上で、周辺の交通への影響等を総合的に勘案し、施設管理者用、主催者用、搬入トラック用などの駐車場と併せて適切な台数を検討します。

### 施設機能連関図

各施設機能の連携利用に留意し、観客動線と裏動線（バックヤード）の明確な分離や、使いやすさを考慮した施設配置および動線を検討します。

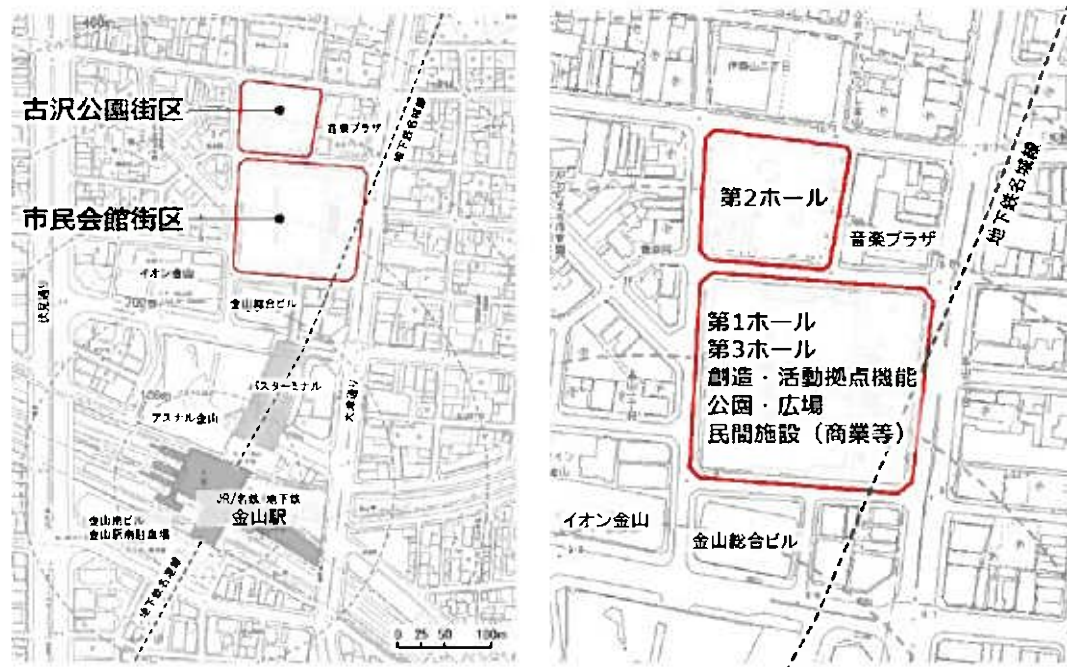


(4) 敷地環境

|       |          |                                                                                                                                                 |
|-------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地周辺図 |          | <p>所在<br/>最寄駅</p> <p>名古屋市中区金山1丁目<br/>金山駅より約200m、地下鉄出口直結</p>  |
| 基本情報  | 面積       | 約 20,000 m <sup>2</sup><br>現市民会館：14,205 m <sup>2</sup><br>古沢公園：0.52ha (5,200 m <sup>2</sup> )                                                   |
|       | 前面道路     | 北側：市道（幅員 15m 程度）<br>東側：3・2・42 大津町線（幅員 30m 程度）<br>南側：市道（幅員 15m 程度）<br>西側：市道（幅員 15m 程度）                                                           |
|       | 用途地域     | 商業地域                                                                                                                                            |
|       | 建ぺい率     | 80%                                                                                                                                             |
|       | 容積率      | 古沢公園：500%<br>現市民会館：800%                                                                                                                         |
|       | 高度地区     | —                                                                                                                                               |
|       | 防火指定     | 防火地域（集団防火）                                                                                                                                      |
|       | 緑化地域     | 緑化地域                                                                                                                                            |
|       | 特定用途誘導地区 | 特定用途誘導地区                                                                                                                                        |
|       | 駐車場整備地区  | 駐車場整備地区                                                                                                                                         |
|       | 都市機能誘導区域 | 都市機能誘導区域内                                                                                                                                       |
|       | 居住誘導区域   | 居住誘導区域内                                                                                                                                         |
|       | 備考       | 一部《古沢公園》が都市計画公園                                                                                                                                 |

### （５）敷地における整備方針

市民会館街区及び古沢公園街区を活用し、ホール機能、創造・活動拠点機能及び交流機能、公園・広場、民間施設（商業等）の整備を検討します。



## 8. 整備事業概要の検討

### （１）事業規模

新たな劇場の施設構成や配置等の検討に併せ、以下のような劇場関連部分の概算事業費について今後検討のうえ、算定する予定です。

|                              |
|------------------------------|
| <b>① 施設整備費</b>               |
| ・ 建設工事費<br>・ 解体撤去費および用地整備費 等 |
| <b>② 運営費</b>                 |
| ・ 事業運営費<br>・ 維持管理費 等         |
| <b>③ 支出総額</b>                |
| ・ 一定期間の支出総額（利息等を含む）          |

事業運営費においては、各種助成金のほか、友の会制度や企業メセナとの連携等、本市内企業との提携についても検討を行い、市の財政負担の軽減を図る必要があります。

### （２）期待できる経済波及効果

事業規模の検討結果等を踏まえ、劇場による以下の項目について、経済波及効果を定量的あるいは定性的に示すための検討を行います。

|                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|
| <b>① 建設による効果</b>                                                             |
| ・ 劇場および関連施設の建設による効果                                                          |
| <b>② 運営による効果</b>                                                             |
| ・ 劇場の運営に伴う効果（公演等のチケット販売、イベント関連消費等（テナントや売店等付帯施設による経済活動））                      |
| <b>③ 地域活性化による効果</b>                                                          |
| ・ 劇場周辺への人の流れ・回遊が生み出す消費、金山駅周辺地区など周辺への観光消費等による効果<br>・ 民間複合開発とした場合にもたらされる関連消費など |

### （３）事業手法

官民連携手法の活用については、想定される手法を分析し、導入適性を検討します。

#### ＜官民連携手法の例＞

| 項 目                   | 概 要                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ＰＦＩ・ＢＴＯ方式             | 事業用地の民間施設部分に事業用定期借地権※を設定し、民間事業者が民間施設を整備する。ホールは、ＰＦＩ法に基づき、民間事業者が設計・建設・維持管理・資金調達を一括発注により実施する。 |
| ＤＢＯ方式                 | 事業用地の民間施設部分に事業用定期借地権※を設定し、民間事業者が民間施設を整備する。ホールは、民間事業者が、設計・建設・維持管理を一括発注により実施する。              |
| 建物賃貸借方式<br>(事業用定期借地権) | 事業用地に事業用定期借地権※を設定し、民間事業者が民間施設とホールを設計・建設・所有し、市は、建物賃貸借契約を締結し、ホールを使用する。                       |

(※) 事業用定期借地権：住宅を可とする場合は一般定期借地権

## 9. スケジュール（案）

---

※現在詳細を検討中